

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

- 議題
 - 1. 通達事項（別紙）
 - 2. 学内委員会委員等の委嘱について（総B1号）
 - 3. 受託研究、共同研究等の受入について（研B1号）
- 報告事項
 - 1. 寄附金・学術指導の受入について（研B2号）

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

- 報告事項
 - 1. 総務委員会報告
 - 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B2号）
 - 3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告（総B3号）（総B4号）
 - 4. 各委員会報告（教B1号）「防災訓練」「高校生と大学生のための金曜特別講座」
 - 5. 令和7年度有形固定資産の実査について（経B1号）
 - 6. 令和7年度研究倫理セミナー（研B4号）
 - 7. 研究費不正使用の注意喚起（研B5号）
 - 8. その他
 - ・ホームカミングデイについて
 - ・役職者の交代等について（総B5号）
- 議題
 - 1. 教員人事（別紙）
 - 2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について（総B6号）
 - 3. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について（総B7号）
 - 4. ネーミングプランについて（経B2号）
 - 5. パフワーン会長寄付建物の基本設計について
 - 6. 「次世代都市国際連携研究機構」の再設置について（研B3号）
 - 7. 教養学部後期課程における授業に関する申し合わせについて（教B2号）
 - 8. 東京大学とライデン大学との全学学術交流協定の更新（新規参画・担当部局交代）について（教B3号）
 - 9. 東京大学と華東師範大学との全学学術交流協定の更新（担当部局交代）について（教B4号）

○ 教員人事の内容

准教授 提案 3件

計3件

（参考）2025年9月4日総務委員会における拡大教授会、教授会上程議題

- 報告事項
 - 1. 総務委員会報告
 - 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総A2号）
- 議題
 - 1. 教員人事（別紙）

委員会関係

教務委員会

【総務委員会報告】

【教授会報告】

財務委員会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

・令和7年度教養学部卒業生数(令和7年8月31日付)について(教B1号)

建設委員会

環境委員会

防災委員会

・2025年度防災訓練について

その他の

社会連携委員会

・2025年度A Semester「高校生と大学生のための金曜特別講座」について

総務委員会議事要旨（案）

日 時：2025年9月4日（木） 13:16～13:53

場 所：Zoom会議

出席者：51名

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

○ 報告

1. 教員の休職について

研究科長から、教員の休職について報告があった。

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

○ 議題

1. 教員人事

○ 教員人事の内容

退職転出等				1件
講 師	提 案			2件
准 教 授	提 案			1件
	報 告			2件
教 授	提 案			5件

計11件

以上

学内委員会委員等の委嘱について

・委嘱事項 3件

2025. 9. 18

	委員会名	旧委員	新委員	規則上の任期	新委員の任期
1	大学総合教育研究センター 運営委員会	しみず たかし 清水 剛 教 授	しみず たかし 清水 剛 教 授	自 2025. 10. 1 至 2027. 9. 30	自 2025. 10. 1 至 2026. 3. 31
2	情報基盤センター教育用計算機 システム一式技術審査委員	_____	もりはた あきまさ 森畑 明昌 准 教 授	自 2025. 7. 17 至 2025. 9. 30	自 2025. 7. 17 至 2025. 9. 30
3	性的指向及び性自認の多様性尊重推進 に係る制度・指針検討 ワーキンググループ委員	_____	しみず あきこ 清水 晶子 教 授	任期の定めなし	任期の定めなし

受託研究の受入について

2025年度

2025年9月18日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
2	教授	市橋 伯一	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	自己再生産し進化する人工ゲノム複製・転写・翻訳システムの開発	2,600,000	変更契約 変更後総額: 29,250,000円
16	助教	金子 直嗣	生命環境 (身体運動)	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(さきがけ)	情動と身体運動のインタラクションにおける内受容感覚の役割解明	2,600,000	変更契約 変更後総額: 17,836,000円
56	准教授	野本 貴大	生命環境	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	次世代がん医療加速化研究事業	ホウ素化アミノ酸と機能性高分子の融合により腫瘍選択的集積・滞留性を飛躍的に高めたホウ素中性子捕捉療法用新規製剤の開発	19,630,000	変更契約 変更後総額: 25,980,000円
70	教授	柳原 大	生命環境 (身体運動)	国立大学法人東京科学大学 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	医療研究開発推進事業費補助金(難治性疾患実用化研究事業)	新規オートファジーに着目した脊髄小脳失調症の病態解明と治療薬開発	1,300,000	
71	助教	菅原 朔	言語情報	国立研究開発法人科学技術振興機構	国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(基金)(BOOST若手)	言語モデルの信頼される実応用のためのスケーラブルな監督	10,387,000	
72	教授	瀬川 浩司	広域システム	福井キャノンマテリアル株式会社	-	有機系デバイス用高性能材料開発	1,000,000	

共同研究の受入について

2025年度

2025年9月18日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
43	教授	市橋 伯一	生命環境	国立研究開発法人理化学研究所	in vitro翻訳系におけるリボソーム停滞の同定	2025.6.1～2030.3.31	0	
44	准教授	林 克彦	言語情報	日本電気株式会社	Vision & Languageに関する研究	2025.4.1～2026.2.19	1,100,000	
45	教授	中澤 公孝	生命環境 (身体運動)	新東工業株式会社	心身状態最適化システムにおけるフォースプレート活用方法の研究	2025.6.10～2026.3.31	0	
46	准教授	石原 知洋	情報ネットワーク室	トヨタ自動車株式会社	協調型自動移動プローブノードでの三次元的無線通信環境計測の研究	2025.9.1～2026.3.31	2,990,000	
47	准教授	羽馬 哲也	相関基礎	国立研究開発法人産業技術総合研究所	氷表面に対する偏光変調外部反射赤外分光法に関する研究	2025.8.25～2027.3.31	0	
48	准教授	野口 篤史	相関基礎	国立研究開発法人理化学研究所	ジョセフソン接合の特性精密制御に関する研究	2025.9.1～2028.3.31	0	NTT株式会社を含めた三者契約
49	教授	坪井 貴司	生命環境	味の素株式会社	生細胞イメージングによる腸内分泌細胞への食品成分の影響評価	2025.9.1～2026.3.31	2,200,000	
50	教授	佐藤 守俊	生命環境	リバスキュラーバイオ株式会社	血管幹細胞と光応答スイッチを用いた安全なiPS細胞由来膵島移植法の開発	契約締結日～2027.3.31	1,040,000	国立大学法人大阪大学を含めた三者契約

寄附金の受入について

2025年度

2025年9月18日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	44	センター長	外村 大	韓国学研究中心	駐日本国大韓民国大使館	研究等助成のため	5,766,954	
	47	センター長	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	研究等助成のため	7,603,270	研究支援経費免除
	50	准教授	野海 俊文	相関基礎	公益財団法人 日揮・実吉奨学会	研究等助成のため	2,000,000	
							合 計	15,370,224
						2025年度累計	110,655,247	

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総A2号）（総B2号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B3号）（総B4号）
4. 各委員会報告（教B1号）「防災訓練」「高校生と大学生のための金曜特別講座」
5. 令和7年度有形固定資産の実査について（経B1号）
6. 令和7年度研究倫理セミナー（研B4号）
7. 研究費不正使用の注意喚起（研B5号）
8. その他
 - ・ホームカミングデイについて
 - ・役職者の交代等について（総B5号）

○ 議題

1. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について（総B6号）
2. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について（総B7号）
3. ネーミングプランについて（経B2号）
4. バフワーン会長寄付建物の基本設計について
5. 「次世代都市国際連携研究機構」の再設置について（研B3号）
6. 教養学部後期課程における授業に関する申し合わせについて（教B2号）
7. 東京大学とライデン大学との全学学術交流協定の更新（新規参画・担当部局交代）について（教B3号）
8. 東京大学と華東師範大学との全学学術交流協定の更新（担当部局交代）について（教B4号）

教授会

○ 教員人事

退職転職等				1件
講師	提	案		1件
准教授	報	告		6件
教授	提	案		1件
	報	告		4件

計13件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会 ・ 令和7年度教養学部卒業生数（令和7年8月31日付）について（教B1号）

建設委員会

環境委員会

防災委員会 ・ 2025年度防災訓練について
その他

社会連携委員会 ・ 2025年度A Semester「高校生と大学生のための金曜特別講座」
について

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2025年7月17日(木) 15:01~16:50
場所 Zoom会議
出席者 244名

議題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、7月3日、7月17日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、6月24日、7月8日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総B2号)に基づき説明・報告があった。

3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室鳥井寿夫室長から、資料(総B3号)に基づき報告があった。

4. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B4号)に基づき報告があった。

5. 各委員会報告

- ・平岡秀一教務委員会委員長から、2025年度Sセメスター(S2ターム)追試験の実施について、資料(教B1号)に基づき報告があった。
- ・平岡秀一教務委員会委員長から、Sセメスター・S2ターム定期試験監督および成績報告等について報告があった。
- ・平岡秀一教務委員会委員長から、令和7年度前期課程退学命令対象者について報告があった。

6. その他

- ・研究科長から、情報セキュリティインシデント発生時の相談先について説明があった。
- ・清水剛副研究科長から、駒場ロジ本館宿舎相談主事の公募について説明があった。
- ・高見典和研究科長補佐から、2025年度「東京大学オープンキャンパス」の開催について説明があった。
- ・塩見雄毅研究科長補佐から、2025年夏駒場Iキャンパス節電のお願いについて説明があった。
- ・若杉桂輔教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について説明があった。

○ 審議事項

1. 学融合プログラムの変更に関する東京大学教養学部規則の一部を改正する規則及び各学科等教務関係内規の改正について

酒井邦嘉後期運営委員会委員長から、資料(教B2号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

2. 教養学部後期課程における授業に関する申し合わせについて

酒井邦嘉後期運営委員会委員長から、資料(教B2号)に基づき説明があった。

3. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部野球場一時貸付規則の制定について

横山ゆりか副研究科長から、資料(学A1号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

清水晶子教授から、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」(SPRING)の受給資格に国籍要件が設けられることについて、大学として意見を表明するよう部局から本部へ要望して欲しい旨発言があった。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

講	師	報	告	3件
准	教	提	案	2件
	授	報	告	3件
教	授	報	告	3件

計 11 件

以上

議題及び資料

01	学内外情勢 (資料1) 学内外情勢	総長
02	東京大学基本組織規則の一部改正 * 審議 (資料2) 東京大学基本組織規則の一部を改正する規則(案)	津田理事
03	各部局の組織等に関する規則の改正 * 審議 (資料3) 各部局の組織等に関する規則の改正(案)	津田理事
04	東京大学臨床研究審査委員会規則の一部改正 * 審議 (資料4) 東京大学臨床研究審査委員会規則の一部を改正する規則(案)	齊藤理事
05	「東京大学社会連携講座等に関する規則」及び「東京大学国立研究開発法人連携講座等に関する規則」の一部改正 * 審議 (資料5) 5-1:東京大学社会連携講座等に関する規則の一部を改正する規則(案)、 5-2:東京大学国立研究開発法人連携講座等に関する規則の一部を改正する規則(案)	齊藤理事
06	東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正 * 審議 (資料6) 東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則(案)	相原理事
07	2024年度国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(BOOST)次世代AI人材育成プログラム(若手研究者支援)にかかる「東京大学教員の新たな人事制度の取扱いについて」の特例の改正 * 審議 (資料7) 7-1:2024年度BOOST次世代AI人材育成プログラムにかかる「東京大学教員の新たな人事制度について」の特例について(案)、7-2:2024年度BOOST次世代AI人材育成プログラムにかかる「東京大学教員の新たな人事制度について」の特例についてのQ&A(案)	相原理事 齊藤理事
08	国際協創海外研究拠点の東京大学基本組織規則上の位置づけ * 審議 (資料8) 国際協創海外研究拠点の東京大学基本組織規則上への位置づけ	齊藤理事
09	インド工科大学ハイデラバード校(インド)との全学学生交流覚書締結 * 審議 (資料9) 国際交流協定・覚書締結計画書(インド工科大学ハイデラバード校)	林理事
10	独立行政法人国際協力機構と国立大学法人東京大学との間の連携協定の更新 * 審議 (資料10) 独立行政法人国際協力機構と国立大学法人東京大学との間の連携協定の更新	齊藤理事
11	国際交流協定(全学)の終結 * 審議 (資料11) 国際交流協定(全学)の終結について(依頼)	林理事
12	次期総長選考の実施手順等 * 報告 (資料12) 次期総長選考の実施手順等について(案)	浦野薬学系研究科長 (総長選考・監察会議議長代行)
13	国際卓越研究大学制度第2期公募 現地視察 * 報告 (資料13) 東京大学への意見(部局執行部限り)	相原理事

議題及び資料

14	中長期財務経営計画 * 報告 (資料14) 14-1:国際卓越研究大学事業を踏まえた中長期財務経営の方向性(本学教職員限り)、 14-2:国際卓越研究大学事業を踏まえた中長期財務経営の方向性(概要)(本学教職員限り)	菅野理事
15	第4期中期目標期間における国立大学法人評価制度 * 報告 (資料15) 15-1:国立大学における大学評価等の全体像、15-2:第4期中期目標期間における国立大学法人評価制度について、15-3:(参考)国立大学法人の第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領、15-4:女性教員及び女性研究者に関する評価指標の状況	藤垣理事
16	2025年度人事マネジメント支援プログラムの採択(女性人事加速サポート事業) * 報告 (資料16) 16-1:2025年度人事マネジメント支援プログラム採択部局について(報告)、16-2:2025年度女性人事加速サポート事業について、16-3:2025年度ジェンダー・エクイティ推進オフィス(IncluDE)の事業について	林理事
17	2025年度全教職員必修DEI研修の実施 * 報告 (資料17) 2025年度全教職員必修DEI研修の実施について(通知)	林理事
18	令和7年度ストレスチェックの実施 * 報告 (資料18) 18-1:令和7年度ストレスチェック制度の実施について(学内教職員限り)、 18-2:令和6年度ストレスチェック各部局の受検率について(学内教職員限り)	齊藤理事
19	令和7年度本部防災訓練の実施 * 報告 (資料19) 令和7年度本部防災訓練の実施について(通知)	齊藤理事
20	安否確認訓練の実施 * 報告 (資料20) 安否確認訓練の実施について(依頼)	齊藤理事
21	電波法の遵守・徹底 * 報告 (資料21) 電波法の遵守・徹底について	角田理事
22	寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等 * 報告 (資料22) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等	齊藤理事
23	その他 (1) 国における給与制度等の動向 (資料23) 令和7年人事院勧告・報告の概要	角田理事
	(2) 令和7年度研究倫理セミナーの開催 (資料24) 令和7年度研究倫理ウィーク特別企画「研究倫理セミナー」	藤垣理事
	(3) 「東京大学GATEWAY Campus/プラネタリーヘルス研究機構創設記念式典・内覧会」等の開催 (資料25) 東京大学GATEWAY Campus/プラネタリーヘルス研究機構創設記念式典・内覧会プログラム	津田理事
	(4) 日立東大ラボ・産学協創フォーラム「Well-being スマートシティと東京への展開」の開催 (資料26) 日立東大ラボ・産学協創フォーラム「Well-beingスマートシティと東京への展開」(学内関係者限り)	津田理事

令和7年度教養学部卒業生数
(令和7年8月31日付)

学科・コース名	総数 30 卒業生数
教養学科	14
国際日本研究コース	14
学際科学科	16
国際環境学コース	16

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直し等を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正				
(略)					(略)				
別表					別表				
部局名	専攻(施設)、講座(部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項	部局名	専攻(施設)、講座(部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項
大学院総合文化研究科	(略)				(略)				
	地域文化研究専攻 地中海・イスラム 地域文化講座イス ラム比較地域論分 野	准教授 講 師	5年。ただし、 令和10年3 月31日を超 えることはで きない。	再任可。ただし、1回限 りとし、再任後の任期は 令和10年3月31日 を超えることができな い。	大学院総合文化研究科	地域文化研究専攻 地中海・イスラム 地域文化講座イス ラム比較地域論分 野	准教授 講 師	5年。ただし、 令和10年3 月31日を超 えることはで きない。	再任可。ただし、1回限り とし、再任後の任期は令 和10年3月31日を超 えることができない。
					大学院総合文化研究科	<u>国際社会科学専攻</u> <u>国際研究先端大講</u> <u>座総合学術分野Ⅱ</u>	<u>准教授</u>	<u>3年。ただし、</u> <u>令和10年3</u> <u>月31日を超</u> <u>えることはで</u> <u>きない。</u>	<u>再任不可。</u>
	(略)				(略)				
(略)				(略)					

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

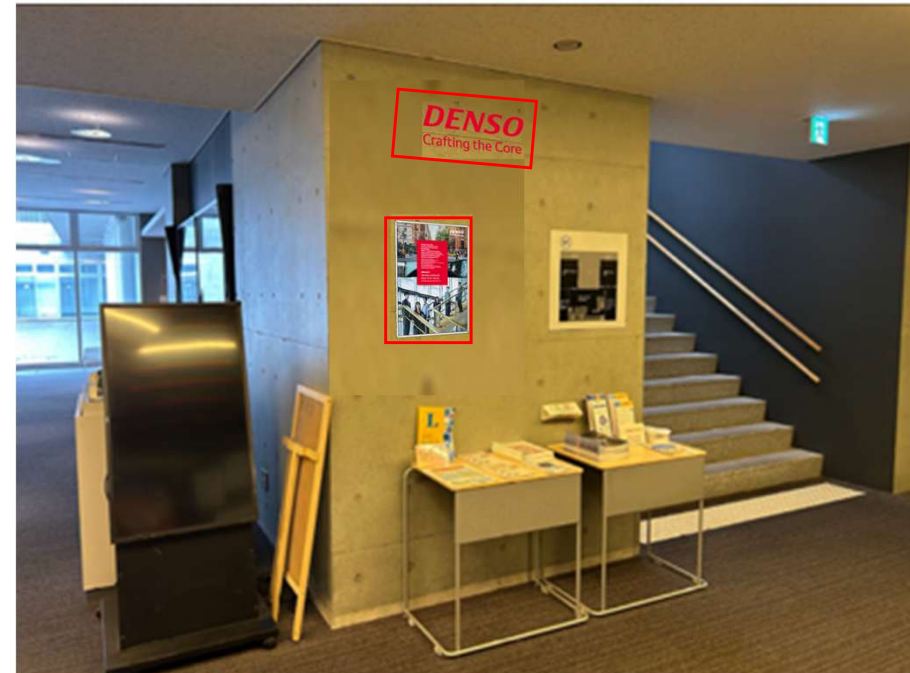
コモレビラウンジ_サインージ案

センターパネル



- 室名サインージ×1

階段横 壁面



- 室名サインージ×1
- 情報ボード×1

壁面（中央）



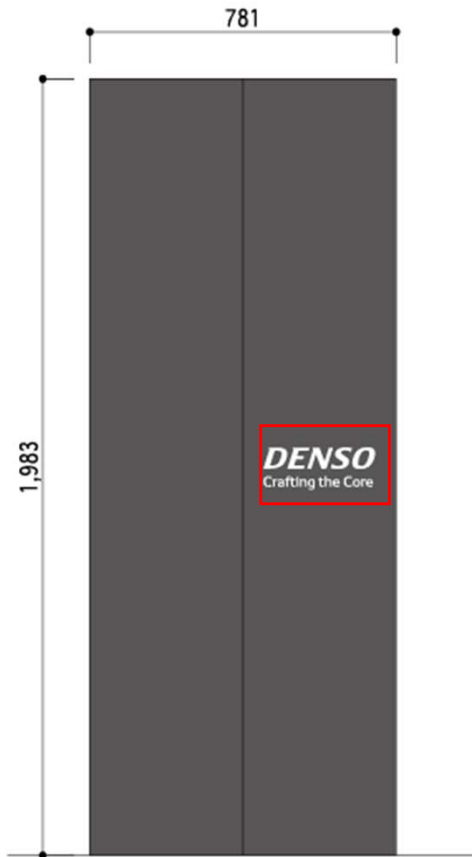
- 室名サイネージ（壁面のみ）× 1
（ガラス面のサイネージは無し）

手洗い場横



- 室名サイネージ × 1

階段下_EV扉



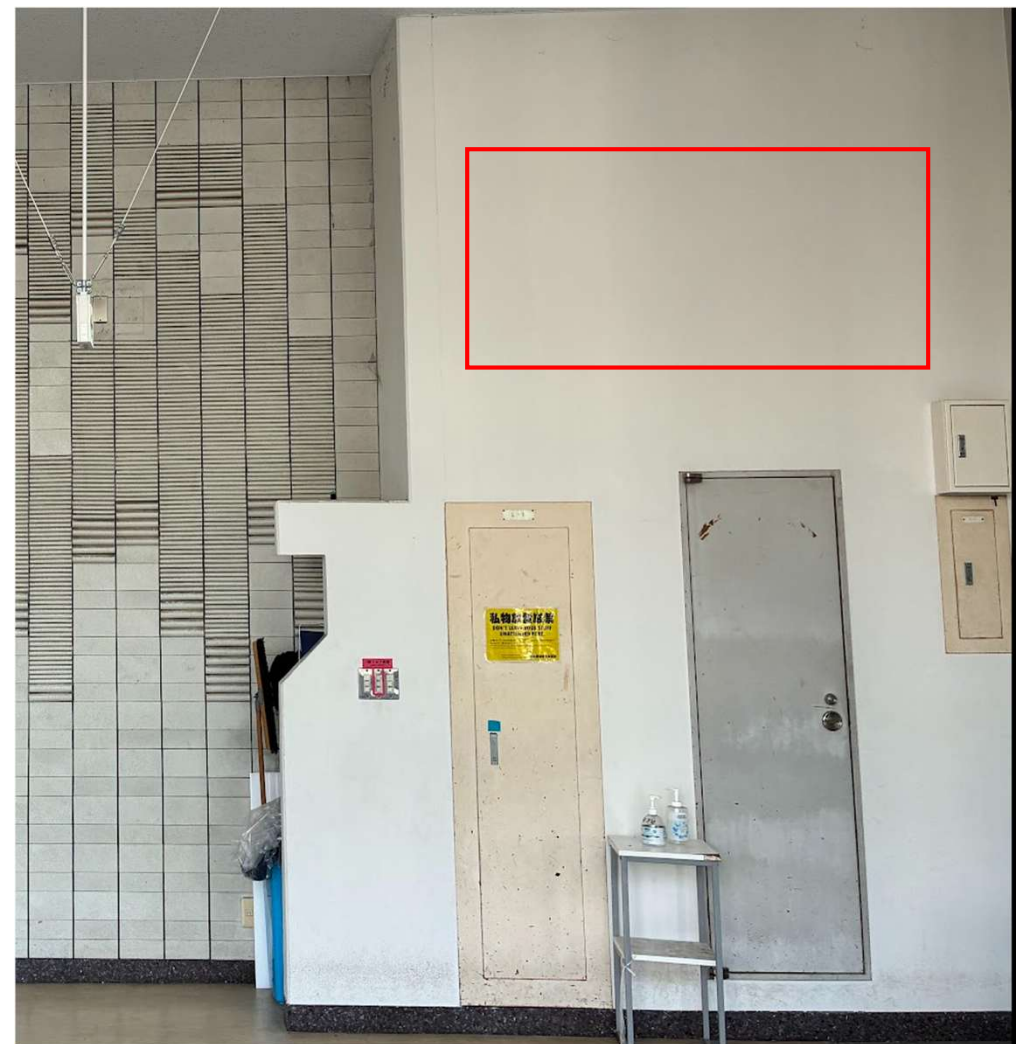
- 室名サインージ×1

尚、エレベーターの扉は、各階の床レベルに合わせて個別に設置されており、当該フロアで表示されているサインージは、その階の扉にのみ表示され、他の階の扉には表示されません。

第一体育館 サイネージ設置スペース案

1階エントランス

サイネージ設置の想定範囲



1階 柔道場

柔道場入口（表）



柔道場入口（裏）



柔道場内部（側面）

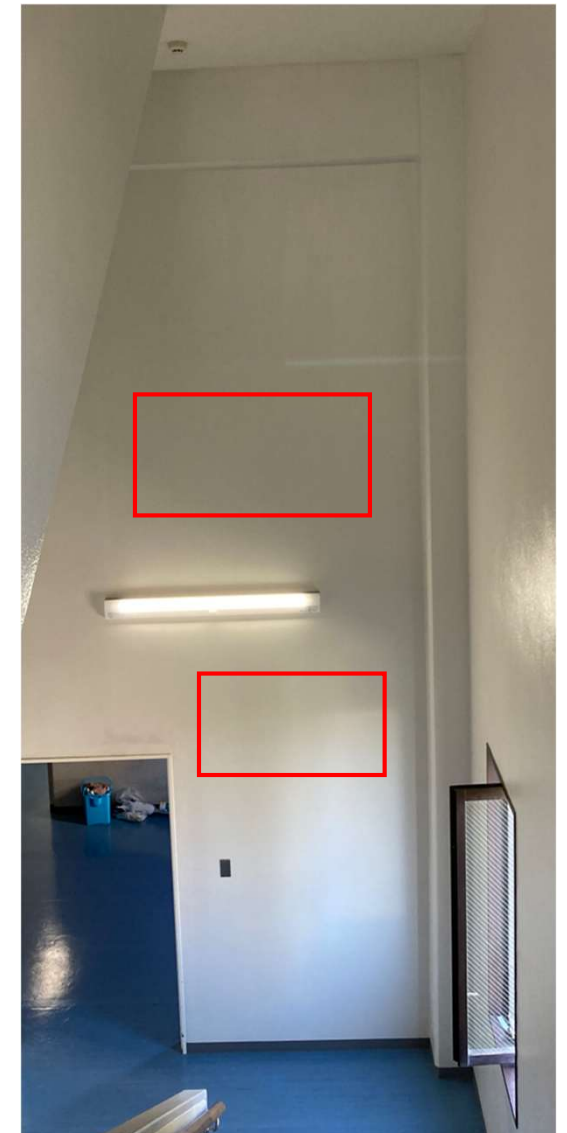


1階 剣道場



柔道場と同様に、入口の表・裏に加え
内部の空きスペースにサイネージを設置

各階 階段スペース

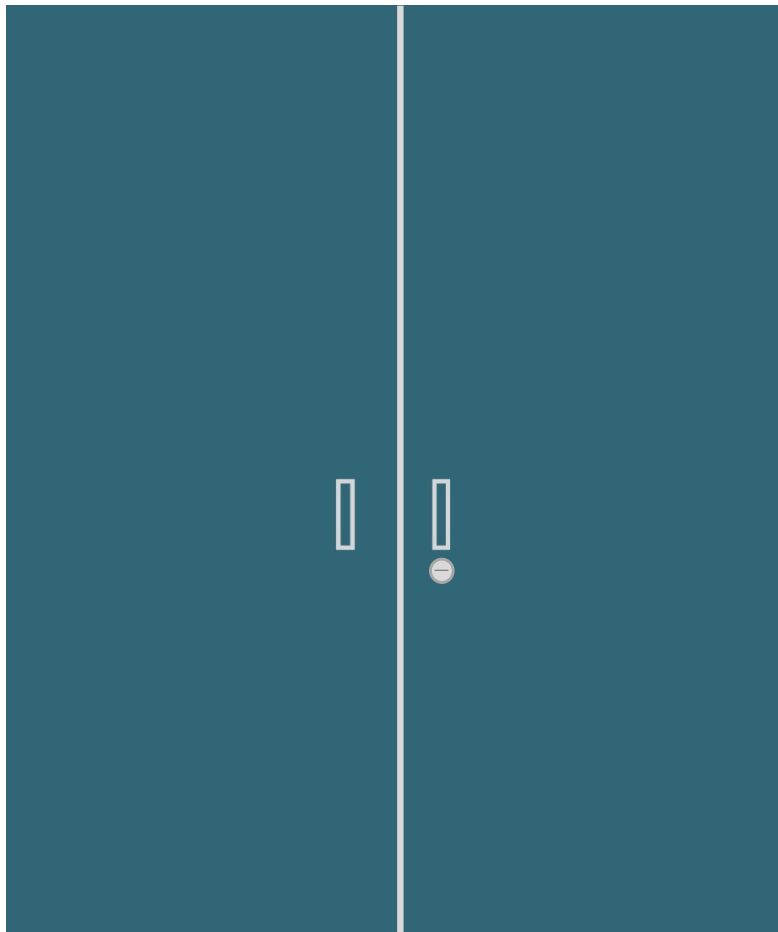


3階 球技場



2階 卓球場/室名サイネージ/インフォメーションボード設置イメージ

卓球場



UTokyo COMPASS
〇〇〇 Arena

インフォメーションボード

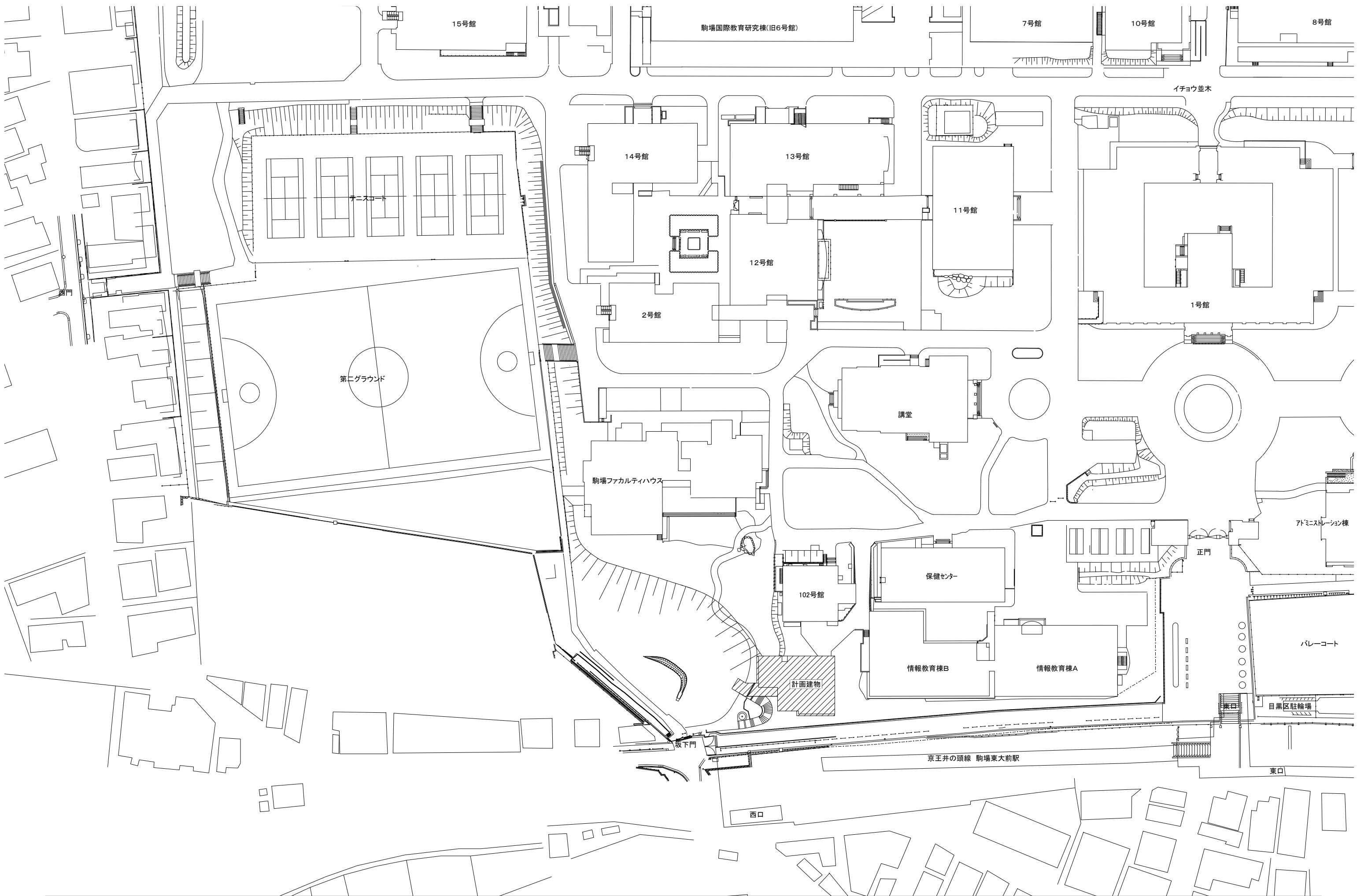


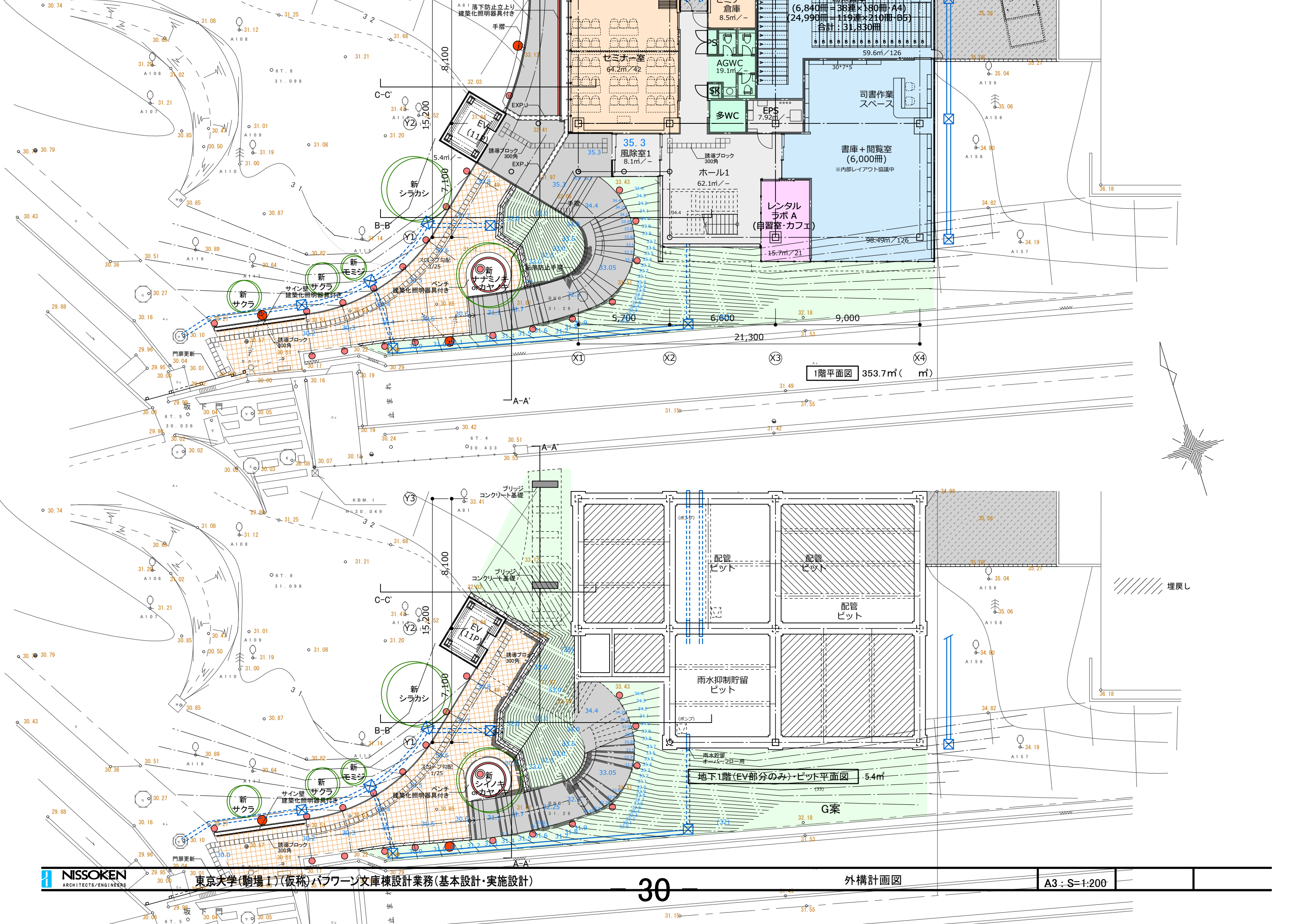
※画像はイメージです。

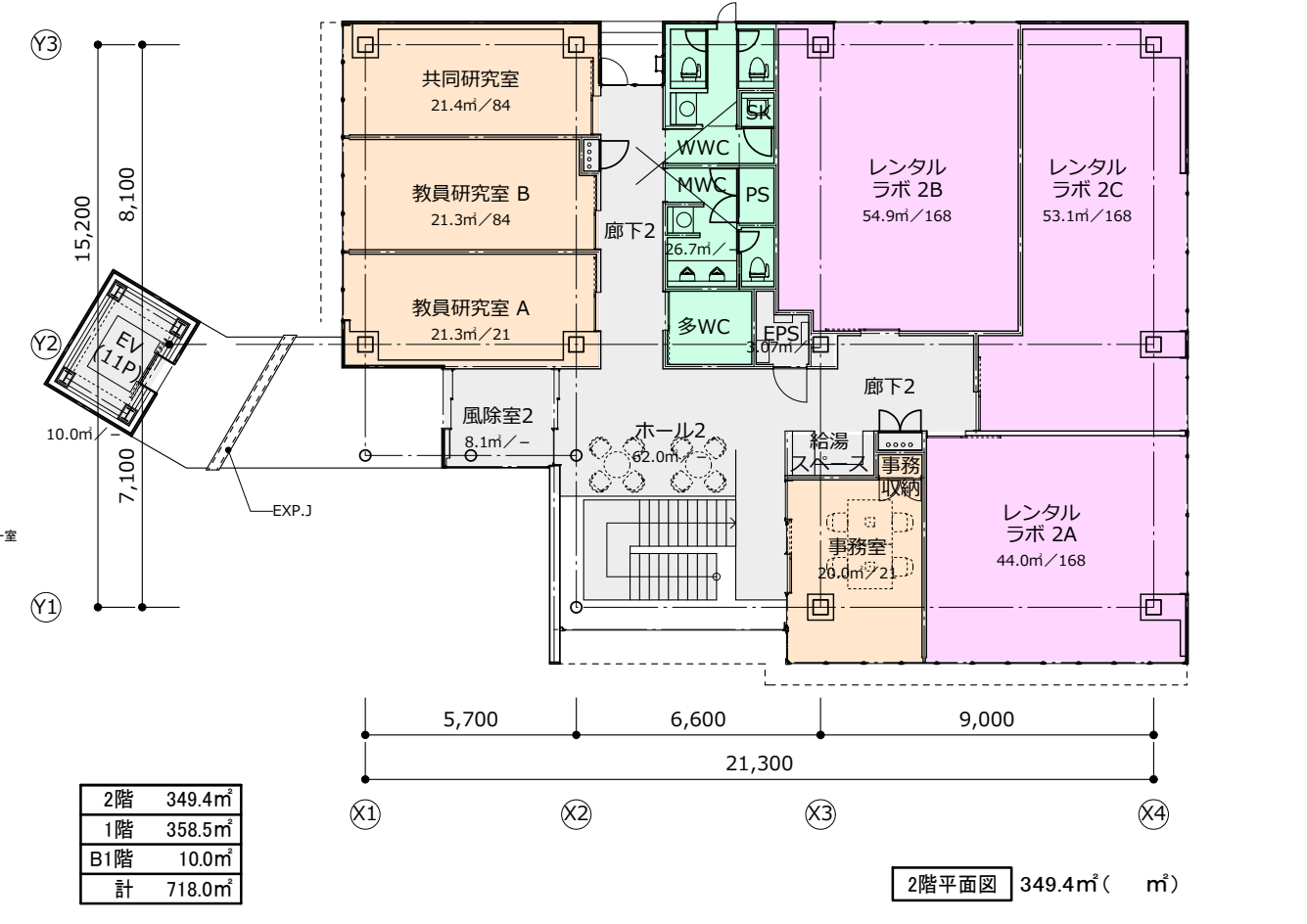
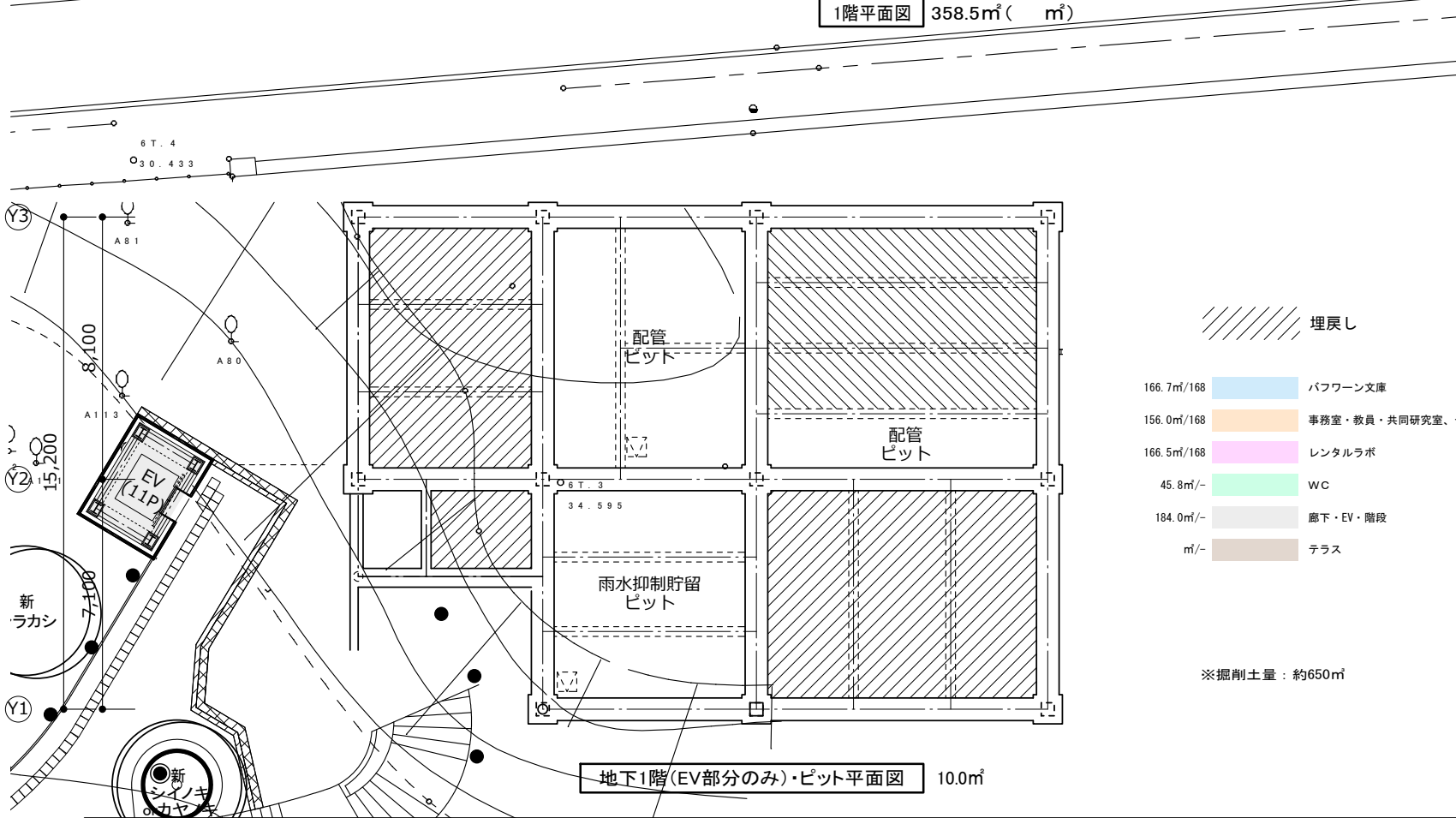
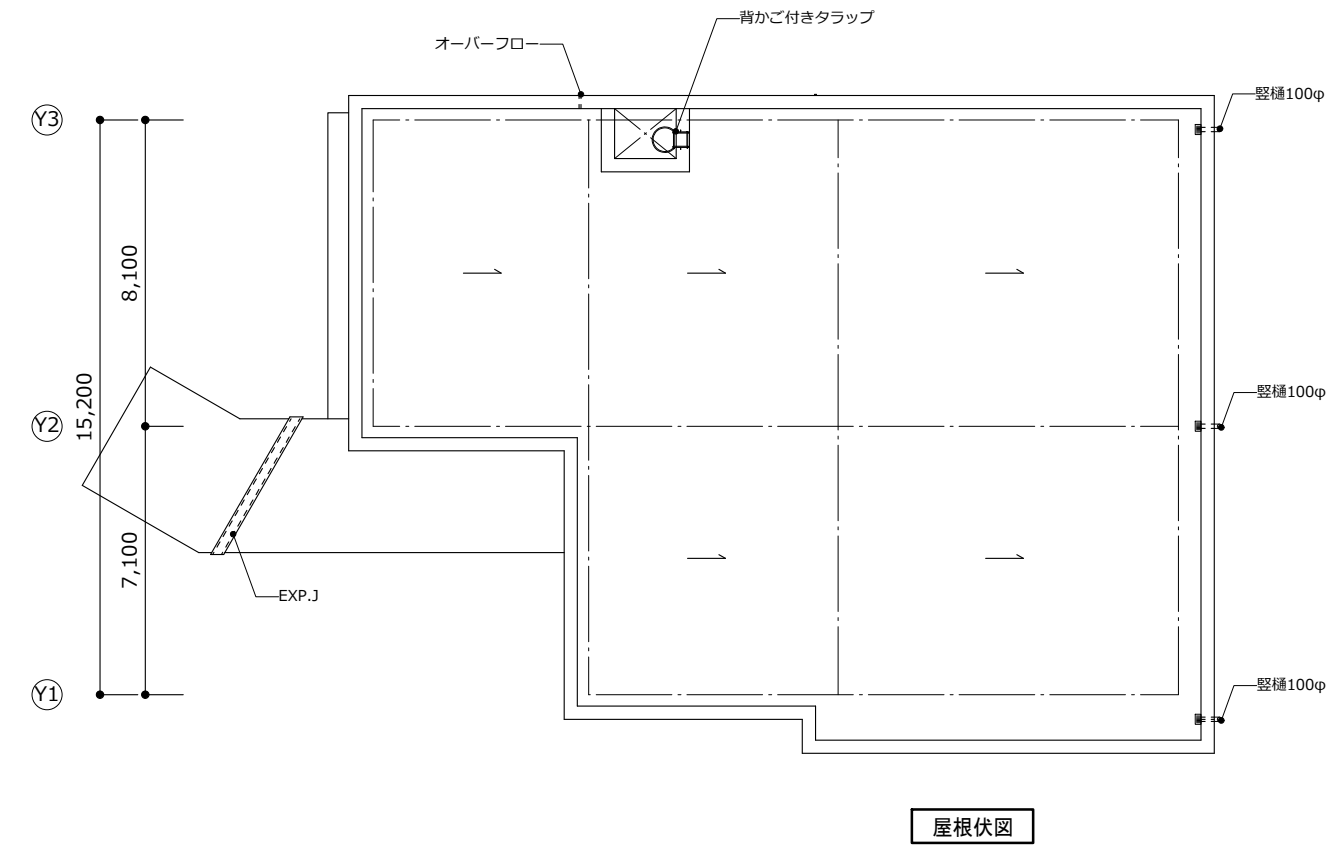
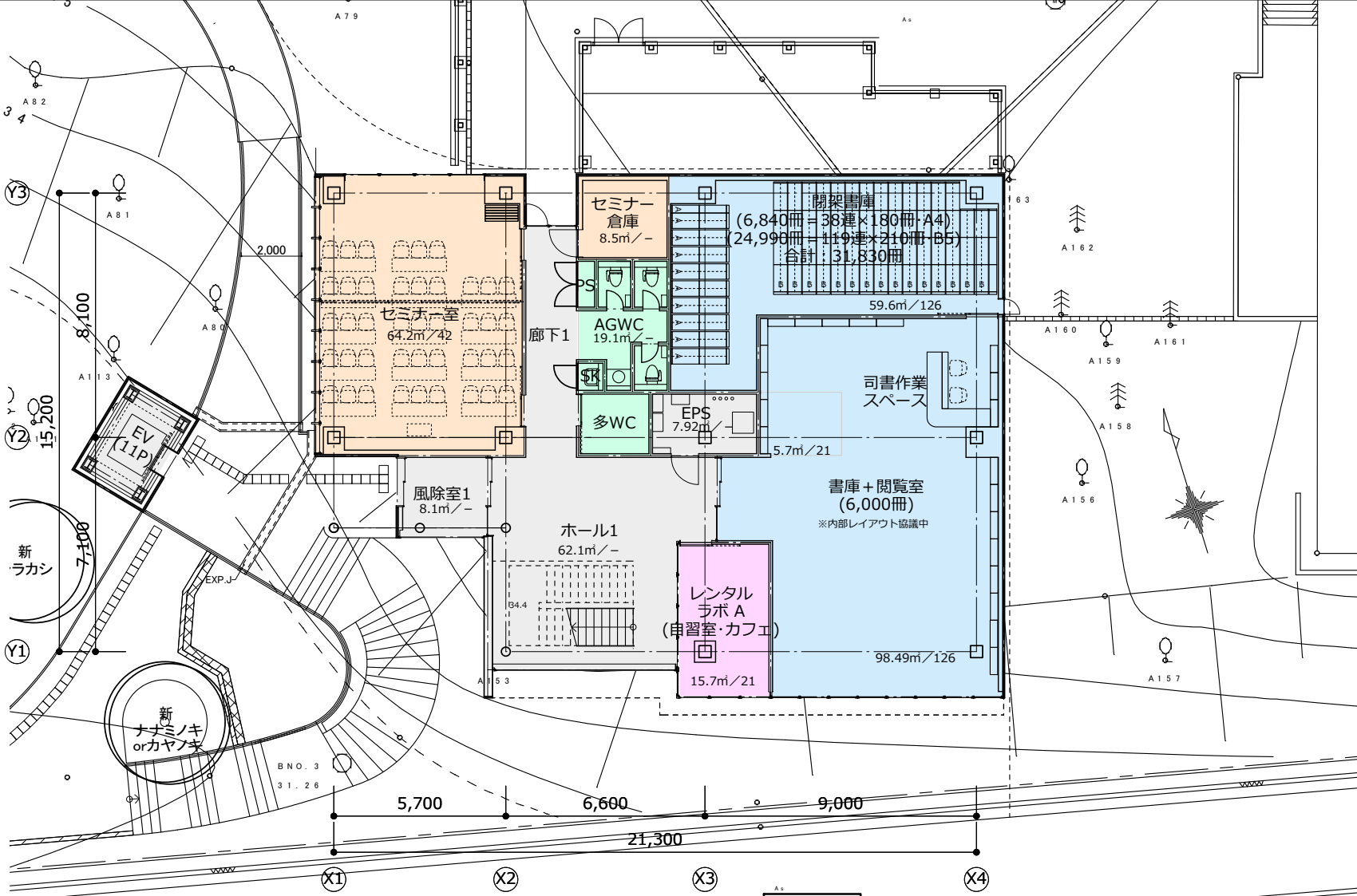


※室名サイネージ参考イメージ

3階球技場と同様に、入口の表・裏に加え
内部の空きスペースにサイネージを設置

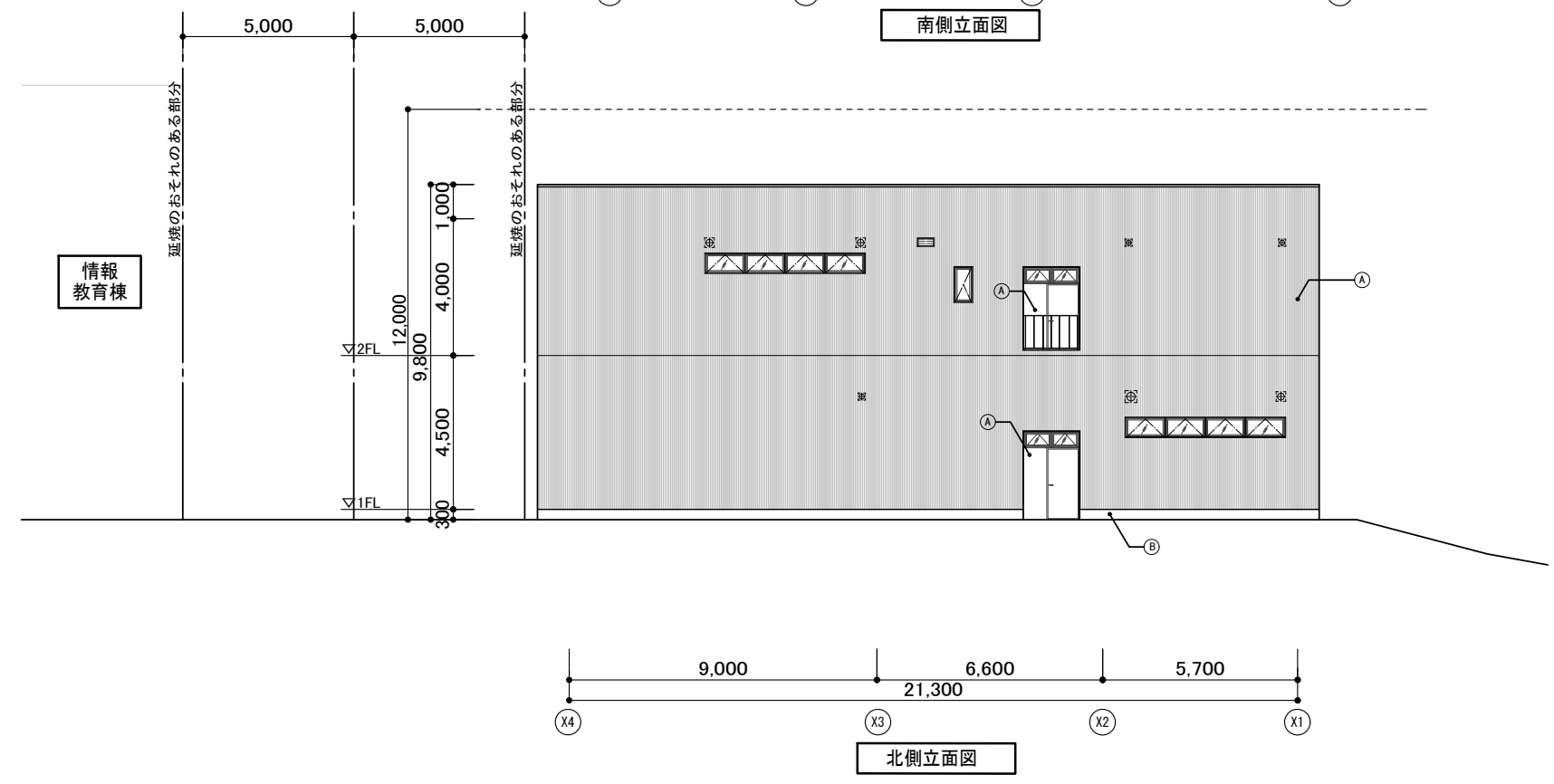
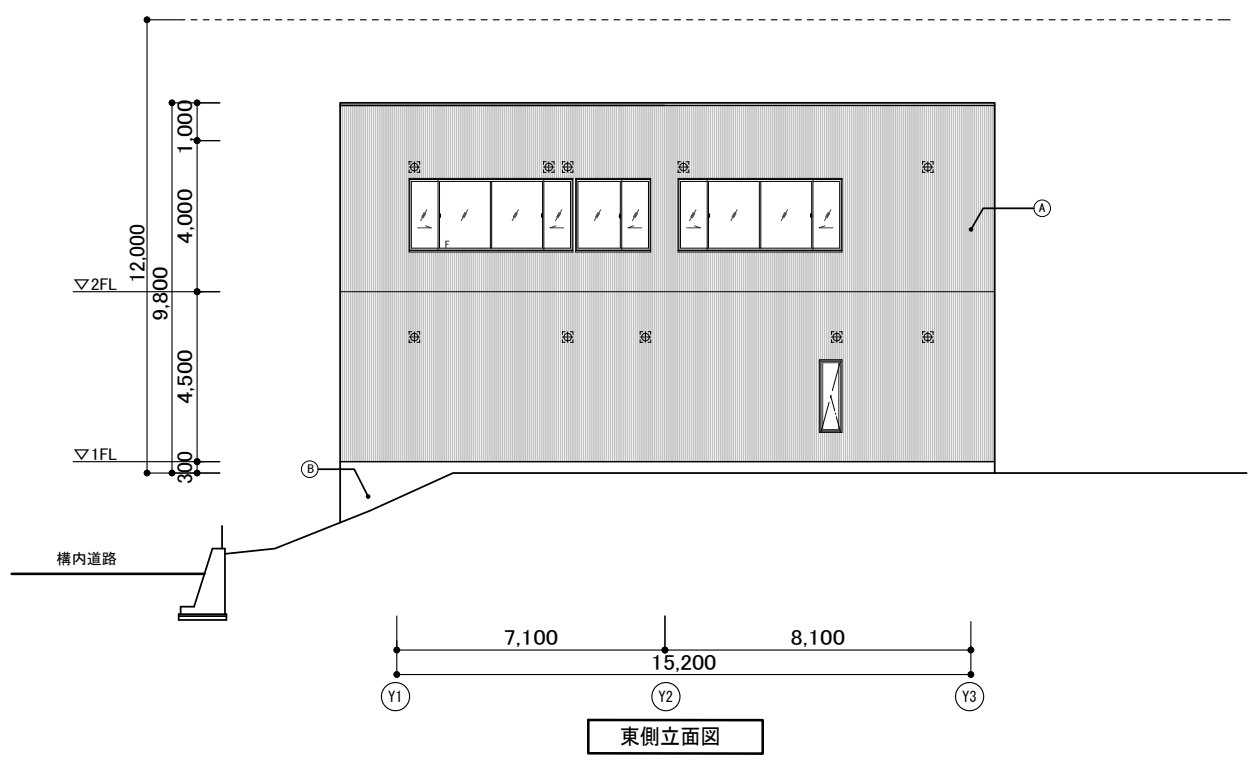
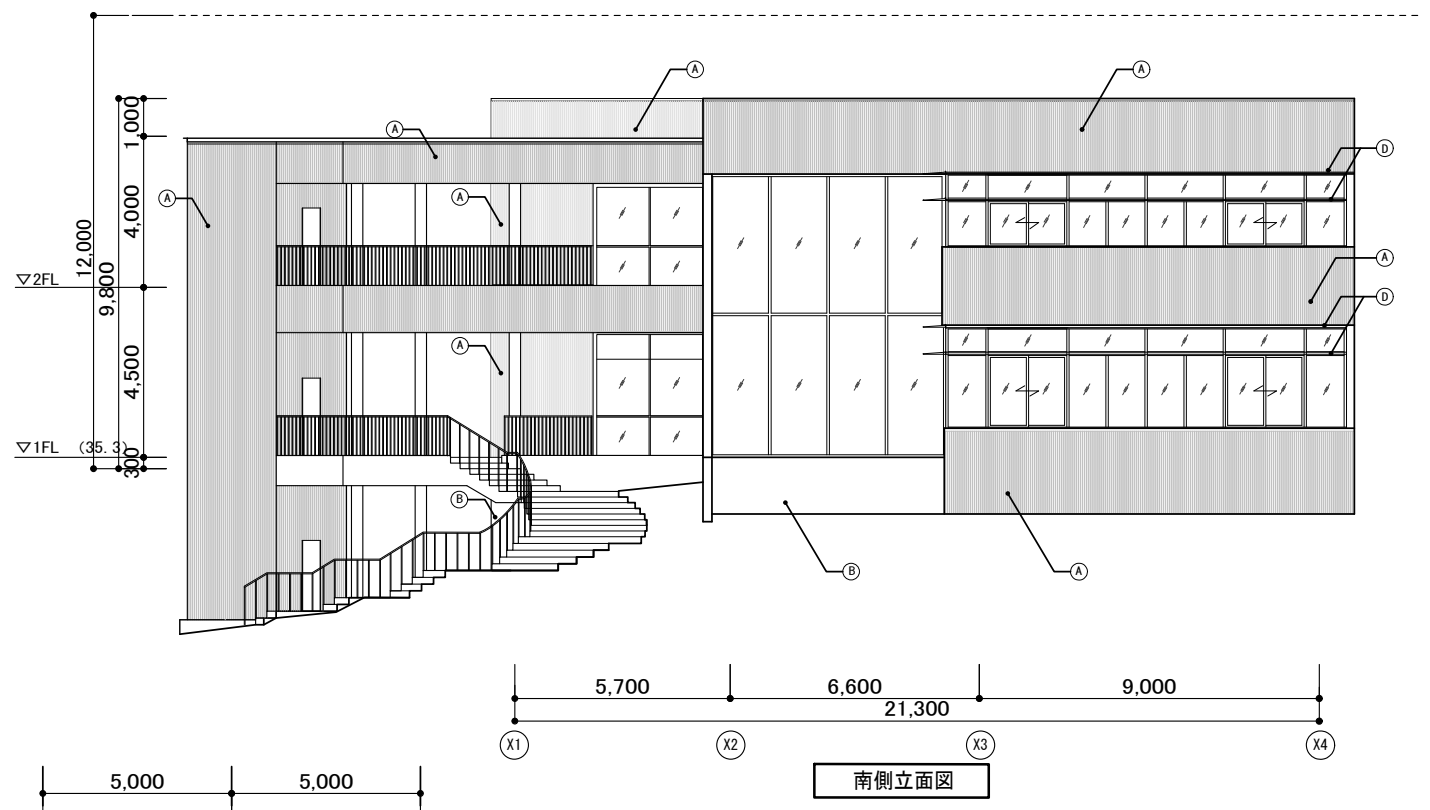
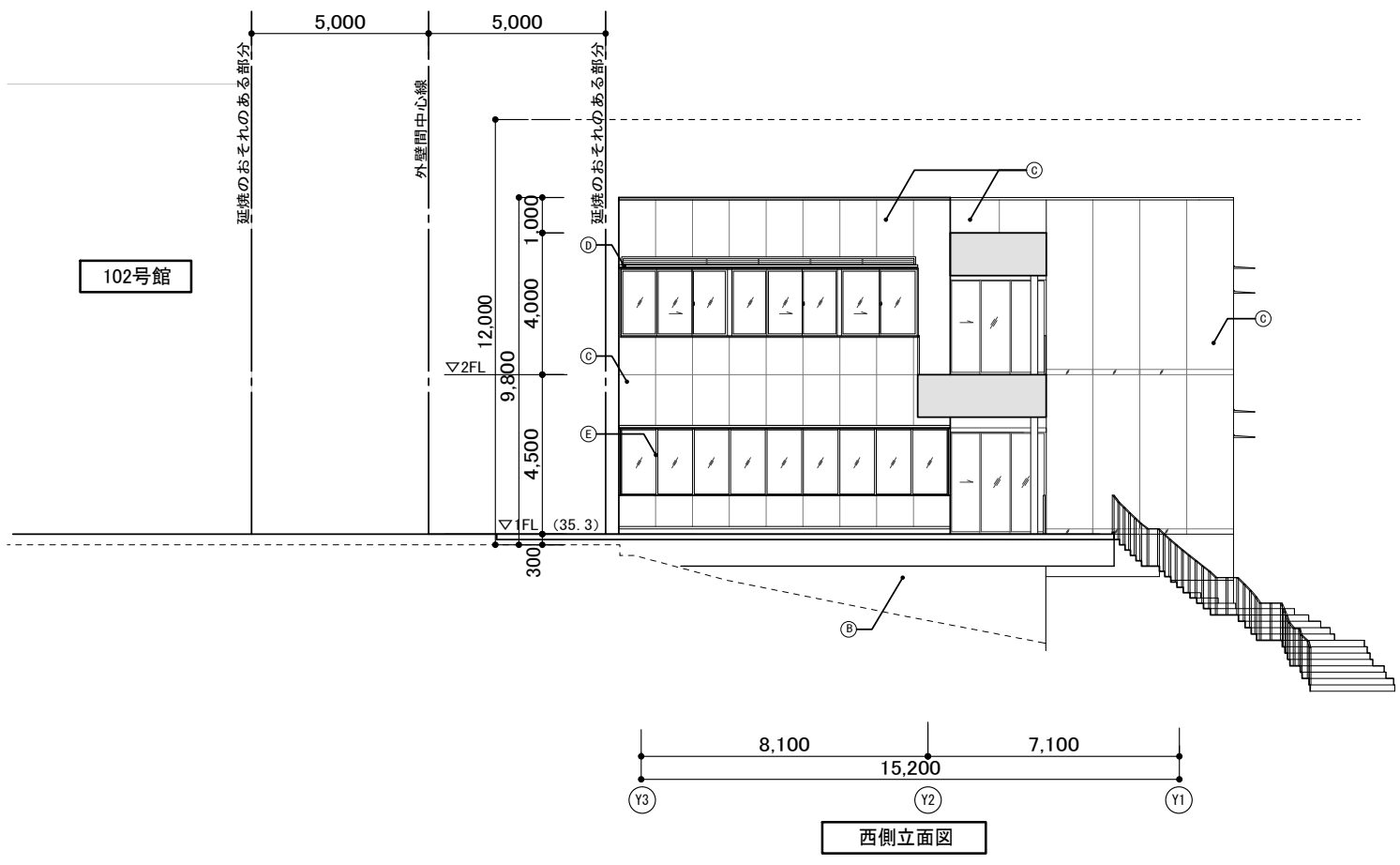




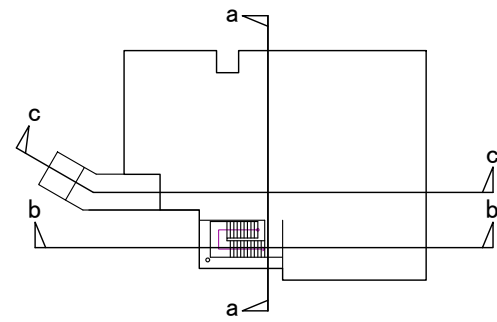
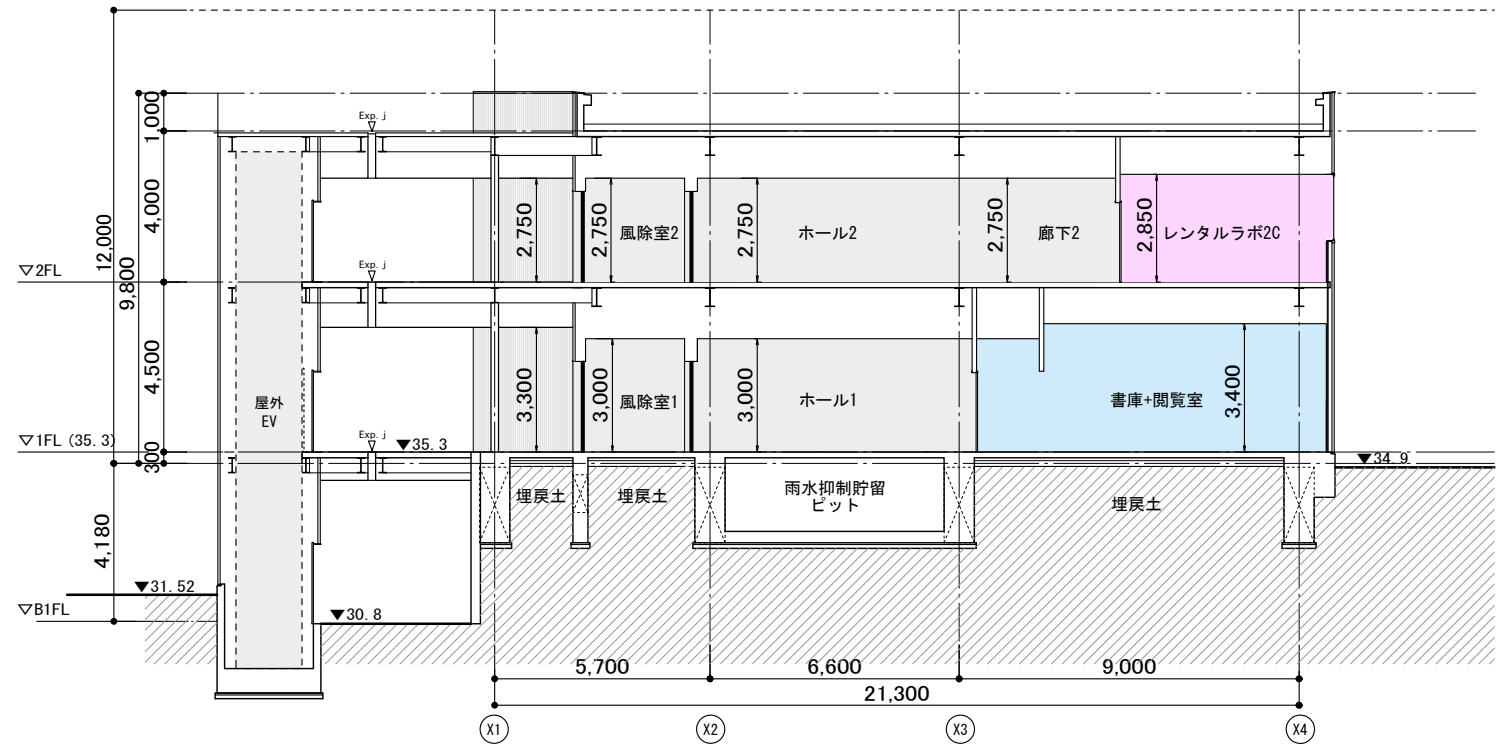
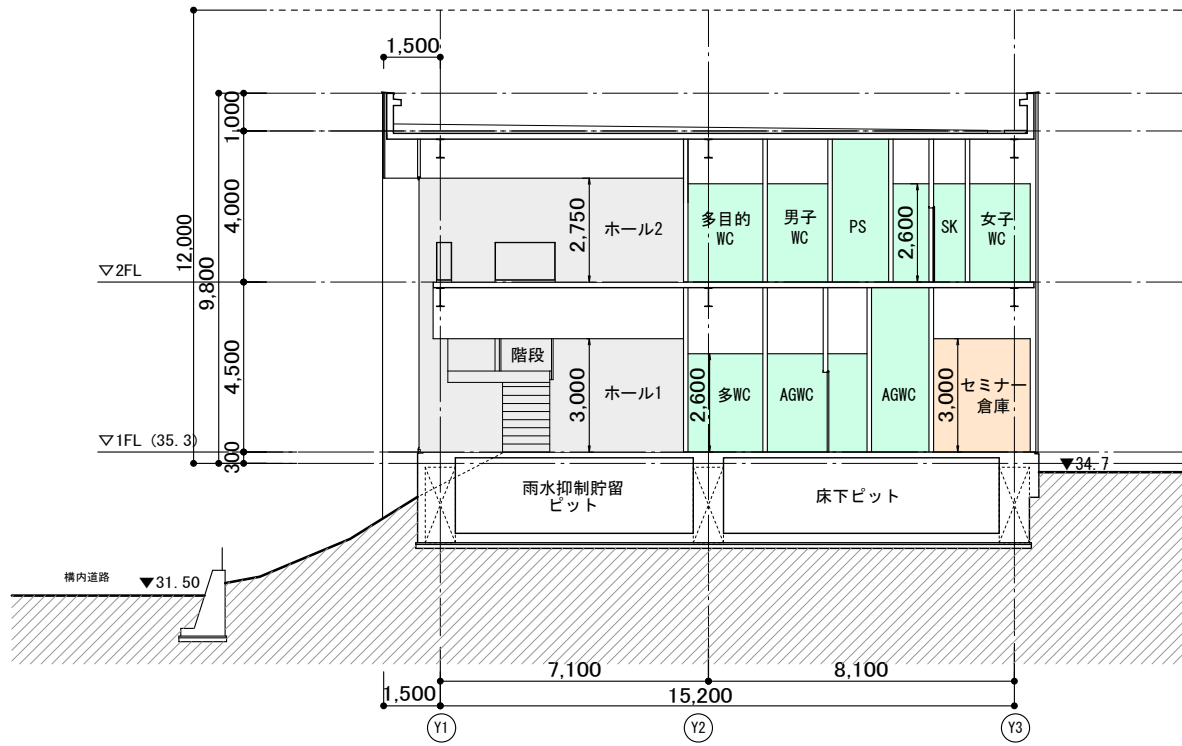


- 埋戻し
 - 166.7m/168 パフワーン文庫
 - 156.0m/168 事務室・教員・共同研究室、セミナー室
 - 166.5m/168 レンタルラボ
 - 45.8m/- WC
 - 184.0m/- 廊下・EV・階段
 - m/- テラス
- ※掘削土量：約650m³

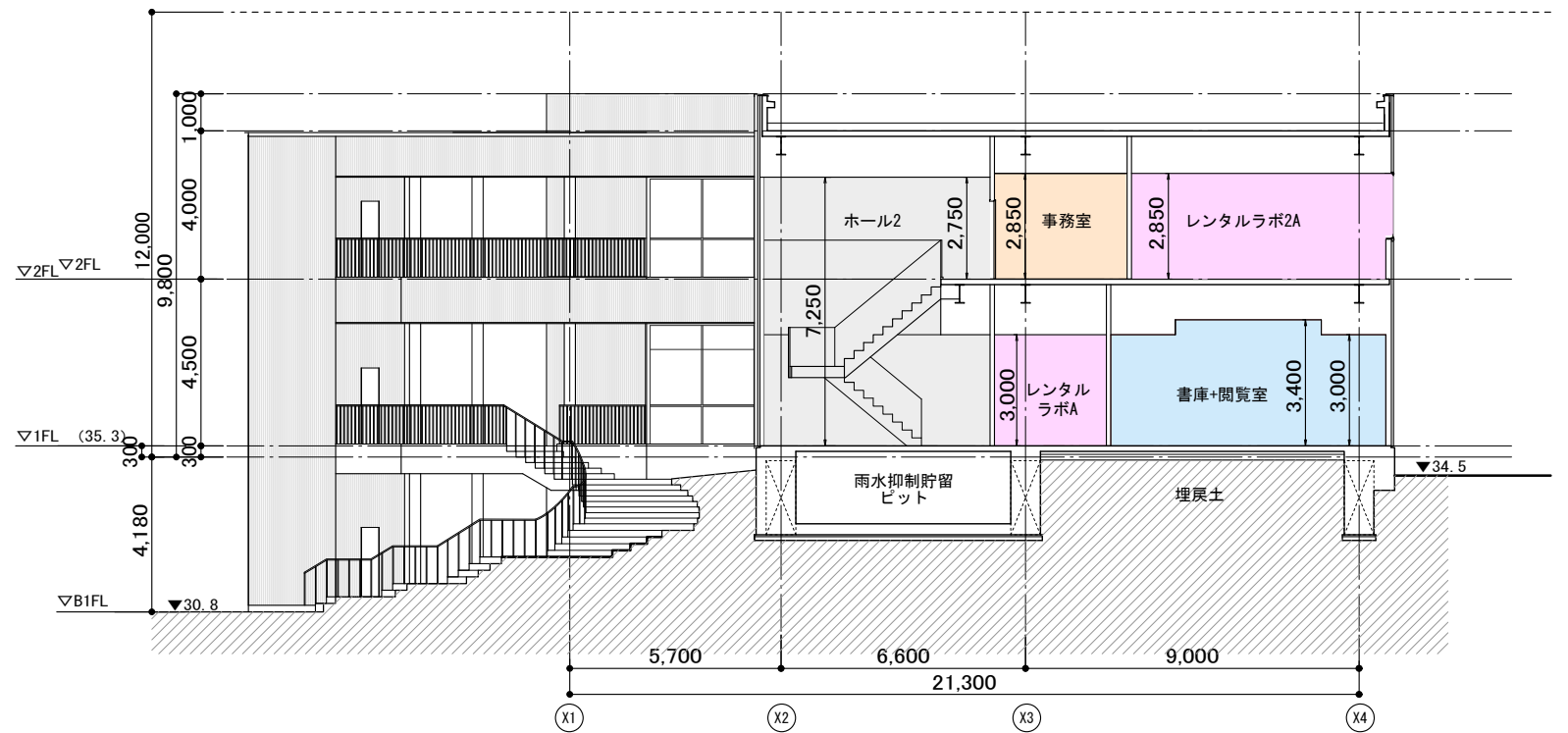
2階	349.4m ²
1階	358.5m ²
B1階	10.0m ²
計	718.0m ²



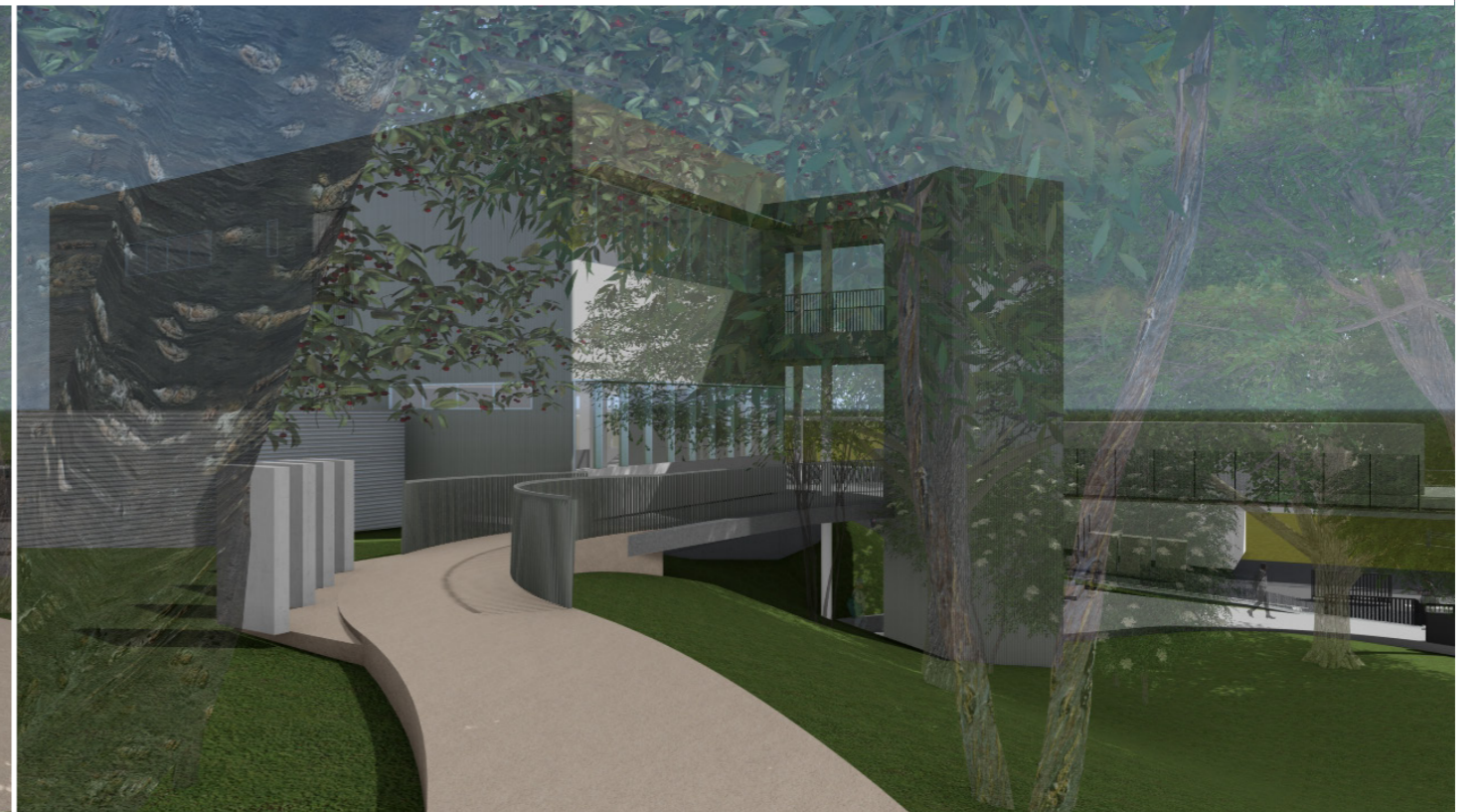
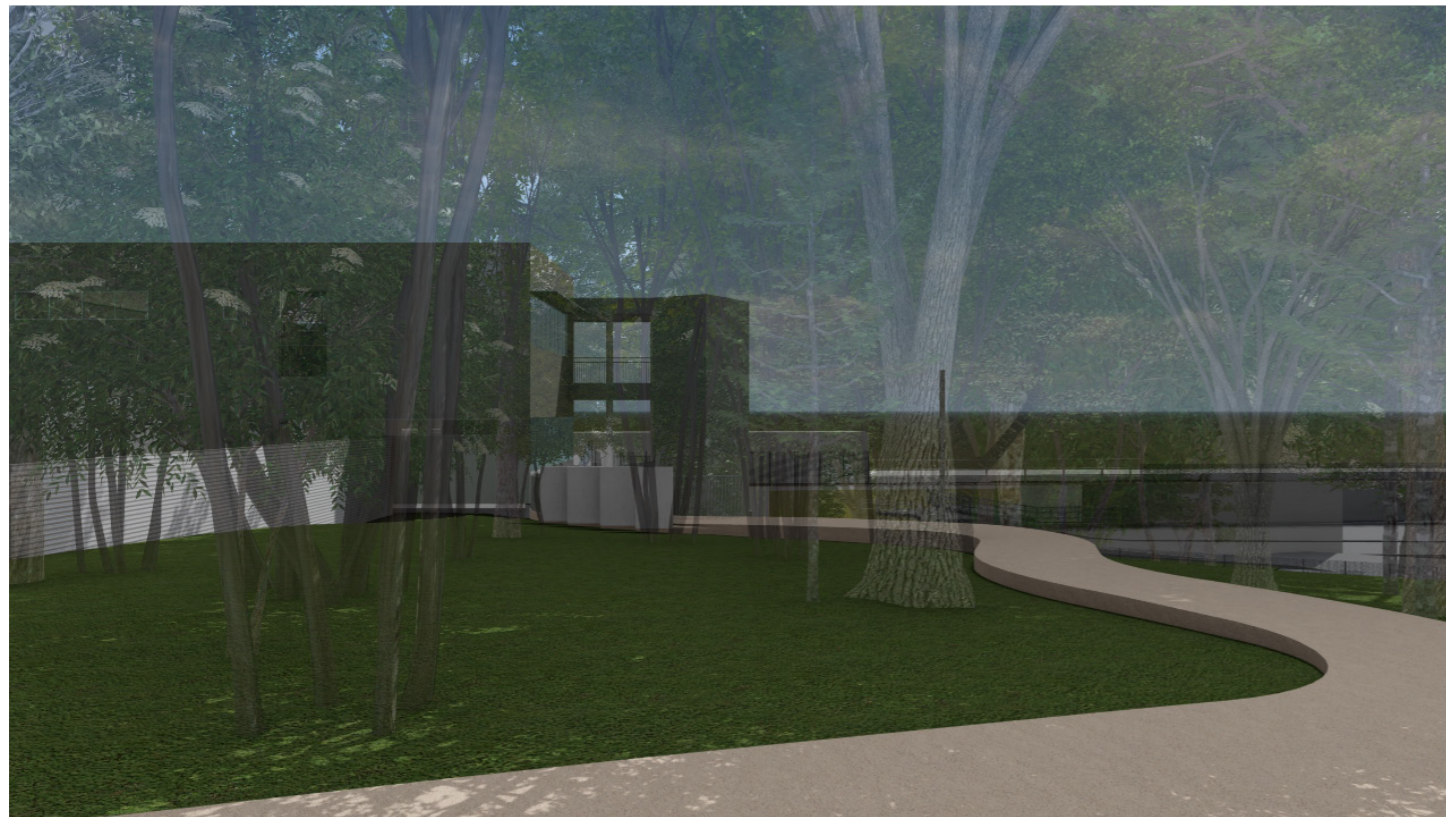
仕上凡例	
(A)	ECP(リブ付き)+塗装
(B)	RC打放し+塗装(クリア)
(C)	アルミパネル
(D)	アルミ庇 (D=600 フッ素樹脂焼付塗装)
(E)	アルミ化粧フィン (250×50×1500 フッ素樹脂焼付塗装)



- パフワーン文庫・自習室・司書作業室
- 事務室・教員・共同研究室・セミナー室
- レンタルラボ
- WC
- 廊下・EV・階段
- テラス
- Exp. j



バフワーン文庫棟 外観パース



令和7（2025）年8月29日

総長殿

工学系研究科長	加藤 泰浩
人文社会系研究科長	村本 由紀子
経済学研究科長	粕谷 誠
総合文化研究科長	寺田 寅彦
新領域創成科学研究科長	伊藤 耕一
情報理工学系研究科長	中村 宏
情報学環長	目黒 公郎
地震研究所長	古村 孝志
生産技術研究所長	年吉 洋
先端科学技術研究センター所長	杉山 正和
空間情報科学研究センター長	関本 義秀

連携研究機構設置申請書

東京大学基本組織規則第21条の5第1項の規定に基づき、別紙のとおり連携研究機構の設置を申請致します。

記

連携研究機構の名称：次世代都市国際連携研究機構

設置予定年月日：令和8（2026）年4月1日

東京大学 連携研究機構 概要

1	設置予定年月日	令和8(2026)年4月1日
2	連携部局名 ※連携部局全てについて記載 (全学組織を含む)	工学系研究科 人文社会系研究科 経済学研究科 総合文化研究科 新領域創成科学研究科 情報理工学系研究科 情報学環 地震研究所 生産技術研究所 先端科学技術研究センター 空間情報科学研究センター
3	学外の連携機関・企業等	復建調査設計株式会社、アジア航測株式会社、清水建設株式会社、日本電気株式会社(NEC)、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(NTTデータ)、東京ガス株式会社、株式会社IHI、株式会社日本総合研究所、三菱地所株式会社、三井不動産株式会社、東日本電信電話株式会社
4	組織の名称 (英語名称)	次世代都市国際連携研究機構 (英語名称: International Institute for Next Urban Planning, Design and Management)
5	全体概要	本連携研究機構は2021年度に次世代のインクルーシブ都市の実現を目指して、産学官民連携の実践型連携研究機構として発足し、研究、教育、社会実践、国際展開を実施してきたが、2025年度で設置期間が満了となる。そこで、2026年度に連携研究機構を再設置し、工学系研究科・人文社会系研究科・経済学研究科・新領域創成科学研究科・情報理工学系研究科・地震研究所・生産技術研究所・先端科学技術開発センターの8部局の協働によって得られた諸関係、研究・教育上の論点をベースに、連携部局として新たに総合文化研究科、情報学環、空間情報科学研究センターを加え、かつ他大学との連携強化や客員フェローの招致によって研究・教育活動をさらに発展させる。また、活動の力点を、社会実験と教育プログラムの実施を通じた産学官民の対話が可能になる地域拠点の創出に据える。東京大学の本連携研究機構が中心になり、国内の大学、各地の拠点とネットワークを結びながら次世代都市に関わる研究、教育、社会実践の成果を発信・共有し地域の課題への解決策の提示と新たな研究領域の創出を目指す。教育研究活動の実施にあたっては、センシングおよびリモート技術、復興に関連する外部資金によって設立している寄付講座・社会連携講座の協力を得るが、適宜外部資金へ応募し活動の活性化と人材育成の推進を図る。
6	設置目的	COVID-19や巨大災害のリスクに直面している地域・企業と連携して次世代都市研究を推進することを目的に次世代都市国際連携研究機構は設置され、研究・教育・社会実践において成果を挙げた。各地での紛争や社会の分断が深刻化するいま、その活動の知見、研究の論点、人脈をもとに同機構を再設置する。他大学・国・自治体との直接的連携と拠点の設置、客員フェローの招致など、ネットワークのさらなる強化によるリサーチクエスションの発掘と、先端的な研究の遂行、地域拠点におけるより実践的な活動および発信を通して、新たな危機に対応する社会の実現を目指す。前期(2021-2025年度)の活動における参画教員の研究支援と、国際的な学生教育環境の整備を継続し、研究・教育・社会実践が相互に作用するサイクルを生み出す。具体的には、(1)前期の活動で新設されたものを含めた社会連携講座の仕組みを活用し、(2)学問領域間の知識循環による共同研究の推進と個々の分野の深度化、(3)地域拠点を核とした実践的なスタジオ型教育プログラムを海外の大学と連携して実施、(4)地域の抱える困難な課題への先端的な研究の応用と、社会実践を通じた新しい共同研究テーマの創出を目的とする。
7	連携研究機構の長 (氏名・所属・職名)	羽藤英二・工学系研究科・教授
8	参画教員	別紙のとおり
9	組織・運営体制 (部局間等連携体制) 人事管理体制	運営・組織体制は、次の4分野制(1. 持続可能領域史にもとづく都市デザイン(加藤・勝田・祐成・大熊・本田)、2. リモート技術とi-construction(堀田・葛岡・大橋・岸・浅見・國吉・邱)、3. 都市のレジリエンス(大月・中尾・羽藤・田島・目黒・市村・柳川)、4. 国際都市教育(加藤・勝田・福田・ラリス・赤司))として、代表者による運営会議において、研究プロジェクト・教育プロジェクト・社会貢献プロジェクトについて年間計画策定と、実施した事業についてKPI評価を行う。

10	組織・運営体制 (部局間等連携体制) 予算運用体制	概要説明	寄付講座・社会連携講座等を通じた民間資金を中心とした活動を行いつつ、財源多様化を進めていく予定である。						
		実施予定期間における 年度別予算運用計画 ※実施予定期間(直近5年)中における年度別予算運用計画を記載下さい。見込みで結構です。		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計 (百万円)
			事業総額	80	80	80	80	80	400
			人件費	45	45	45	45	45	225
			事業実施費 ※研究に直接 関係する費用	20	20	20	20	20	100
		運営費 ※事業実施費 以外の、連携 研究機構を運 営するための 費用(環境整備 費等)	15	15	15	15	15	75	
初年度予算詳細 ※上記初年度の事業総額 の財源内訳を記入してくだ さい。 ※必要に応じて行を追加 してください。	財源名 ※各財源について、1行にまとめて記入してください。 出資元やプロジェクトごとに行を分ける必要はありません。						金額 (百万円)		
	共同研究費							70	
	寄附金							10	
	運営費交付金							0	
		計						80	
11	設置予定期間及び 自己評価を行う時期	期間:令和8(2026)年4月1日～令和13(2031)年3月31日 自己評価実施予定時期:令和11(2029)年度							
12	実施内容	本機構では、1)歴史・人文社会研究を下敷きとした分断と格差を解決するための都市社会研究、2)センシング技術、i-construction技術を組み込んだリモート社会研究、3)巨大災害を想定したレジリエンス都市研究の推進を、研究会の開催を通じてさまざまな分野の研究者の知見を持ち寄ることで研究の横展開を図り、新たな共同研究に向けた動きを加速させるとともに、各々の研究の深度化を図る。また、研究会での議論を参考に、海外の大学との連携を図り、4)国際都市教育を推進することで、危機を契機とした新たな都市課題の抽出と共有化を図り、国際展開を目指す。							
13	本学の基本方針との具体的 関連性	UTokyo Compass「多様性の海へ:対話が創造する未来」との関係 ・産学官民の連携について 社会連携講座の仕組みを活用した研究活動、教育活動、社会実践活動は、国、地方自治体、産業界との連携やリカレント教育の実践に他ならない。 ・多様性について 外国人・女性研究者を積極的に雇用し、プロジェクトへの参画を通じた人材育成を重視する。また、他大学や外部研究者との連携を重視し、多様な視点の複合による研究領域の開拓と、教育・社会実践活動の新しい方法の模索をする。これは前期(2021-2025年度)の活動で重視してきた分野横断的な研究活動を発展させる試みである。 ・UTokyo Compass2.0における「デザイン」について 上記指針で提示された「デザイン」(地域の課題に対し、役立つ考え方を探り出し、関係する人びとと対話しながら、その解決に向けた道筋を工夫していくプロセス)は、まさに本連携研究機構がこれまで実践し、発展させようとする地域拠点における教育プログラムのコンセプトに合致する。教育プログラムを通じた先端的な研究の社会実装を目指すとともに、地域における実践から次世代都市研究の論点を発掘し、新しい研究領域を開拓する。							

14	組織設置にあたり連携研究機構制度を活用する理由	①東京大学の公式な組織として活動を行う理由
		能登半島地震をはじめとする深刻な災害と社会の分断に対する次世代都市研究のビジョン作成と、社会実装研究の推進を達成するには、既存の研究組織単独の活動だけでは不十分である。横連携による活動の活性化と、国・自治体・企業を巻き込んだ活動のためには、東京大学の公的な組織としての活動は必要不可欠である。
		②連携研究機構制度の活用が最適とした理由 「次世代都市」という対象については、現在さまざまな部局でバラバラに研究活動が行われている。そこで、連携研究機構制度を用いることで、横断的な情報交換と新たな共同研究の場を安定的に供給でき、研究の活性化に加えて、若手研究者の育成と、学術成果の社会への高い還元効果が期待できる。巨大災害において発生する(した)社会現象を対象として、その対応や備えを機構という制度を使って横串に議論することを通じて、平時の都市社会の問題につながるリサーチクエッションをたて、新たな研究者の参画を得ながら、研究を進めることが初めて可能になると考える。
15	既存組織(※)との関連、相違点、役割分担 ※既存の部局センター、全学センター、総長室、総括委員会下の機構等	本研究機構は、分断と格差を解消する都市社会・リモート社会・レジリエンスに関わる社会技術を、国際教育プログラムの展開を通じて、次世代都市のOSとして社会実装とその浸透を図るものである。その際、既存部局との積極的な連携を図っていくが、それぞれの部局の知的基盤として行われている研究活動と比して、危機に際して生じるさまざまな社会の変化を念頭に、実際の都市を対象として分野横断的に展開する点で異なっている。
16	将来計画	機構での情報交換と実践的な活動を下敷に、地域における次世代都市研究ラボの設置を行い、連携研究機構として、実践と国際教育研究プログラムを含んだ包括的な活動へと展開していくことを想定している。
17	部局教授会等承認年月日 ※連携部局全てについて記載	令和 年 月 日 工学系研究科 承認
		令和 年 月 日 人文社会系研究科 承認
		令和 年 月 日 経済学研究科・経済学部 承認
		令和 年 月 日 総合文化研究科・教養学部 承認
		令和 年 月 日 新領域創成科学研究科 承認
		令和 年 月 日 情報理工学系研究科 承認
		令和 年 月 日 情報学環 承認
		令和 年 月 日 地震研究所 承認
		令和 年 月 日 生産技術研究所 承認
		令和 年 月 日 先端科学技術研究センター 承認
令和 年 月 日 空間情報科学研究センター 承認		
18	備考	

次世代都市国際連携研究機構 参画教員一覧

令和7(2025)年8月29日提出

1. 連携研究機構の長

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
工学系研究科	羽藤 英二	教授	社会基盤学専攻	大学院工学系研究科・特任教授 次世代知能科学研究センター 地域未来社会連携研究機構 不動産イノベーション研究センター モビリティ・イノベーション連携研究機構

2. その他の参画教員

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
工学系研究科	堀田 昌英	教授	社会基盤学専攻	大学院工学系研究科・特任教授
工学系研究科	田島 芳満	教授	社会基盤学専攻	大学院工学系研究科・特任教授 地震研究所附属計算地球科学研究センター 災害・復興知連携研究機構 海洋アライアンス連携研究機構
工学系研究科	石田 哲也	教授	社会基盤学専攻	大学院工学系研究科・特任教授
工学系研究科	福田 大輔	教授	社会基盤学専攻	大学院工学系研究科・特任教授
工学系研究科	加藤 浩徳	教授	社会基盤学専攻	
工学系研究科	赤司 泰義	教授	建築学専攻	大学院工学系研究科・特任教授 グリーントランスフォーメーション戦略推進センター エネルギー総合学連携研究機構 インクルーシブ工学連携研究機構 インクルーシブ工学連携研究機構・特任教授
工学系研究科	加藤 耕一	教授	建築学専攻	大学院工学系研究科・特任教授 グリーントランスフォーメーション戦略推進センター
工学系研究科	大月 敏雄	教授	建築学専攻	大学院工学系研究科・特任教授 高齢社会総合研究機構 不動産イノベーション研究センター
工学系研究科	小熊 久美子	教授	都市工学専攻	大学院工学系研究科・特任教授
工学系研究科	西成 活裕	教授	航空宇宙工学専攻	先端科学技術研究センター 先端科学技術研究センター・特任教授 モビリティ・イノベーション連携研究機構 デジタル空間社会連携研究機構
工学系研究科	中尾 俊介	助教	建築学専攻	大学院工学系研究科・特任助教
工学系研究科	邱 文心	特任助教	社会基盤学専攻	

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
人文社会系研究科	勝田 俊輔	教授	欧米系文化研究専攻	
人文社会系研究科	三枝 暁子	教授	日本文化研究専攻	
人文社会系研究科	祐成 保志	教授	社会文化研究専攻	高齢社会総合研究機構 地域未来社会連携研究機構

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
経済学研究科	大橋 弘	教授	経済専攻	不動産イノベーション研究センター 次世代知能科学研究センター エネルギー総合学連携研究機構 次世代サイバーインフラ連携研究機構
経済学研究科	柳川 範之	教授	経済専攻	不動産イノベーション研究センター長 次世代知能科学研究センター

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
総合文化研究科	大石 和欣	教授	言語情報科学専攻	学際融合マイクロシステム国際連携研究機構
総合文化研究科	桑田 光平	教授	超域文化科学専攻	

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
新領域創成科学研究科	本田 利器	教授	国際協力学専攻	大学院工学系研究科・特任教授
新領域創成科学研究科	マエムラユウオリバー	講師	国際協力学専攻	

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
情報理工学系研究科	國吉 康夫	教授	知能機械情報学専攻	次世代知能科学研究センター 多様性包摂共創センター
情報理工学系研究科	葛岡 英明	教授	知能機械情報学専攻	バーチャルリアリティ教育研究センター バーチャルリアリティ教育研究センター・特任教授 高齢社会総合研究機構 工学系研究科附属キャンパス・マネジメント研究センター

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
情報学環	目黒 公郎	教授	附属総合防災情報研究センター	情報学環長・学際情報学府長 生産技術研究所 災害・復興知連携研究機構 総合文化研究科附属国際環境学教育機構
情報学環	大原 美保	教授	情報学広域学域B	生産技術研究所 ワンヘルス・ワンワールド連携研究機構 多様性包摂共創センター

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
地震研究所	市村 強	教授	附属計算地球科学研究センター	デジタル空間社会連携研究機構
地震研究所	Maddegedara Lalith Wijerathne	准教授	附属計算地球科学研究センター	

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
生産技術研究所	岸 利治	教授	人間・社会系部門	執行役・副学長 大学院工学系研究科
生産技術研究所	水谷 司	准教授	人間・社会系部門	大学院工学系研究科 災害・復興知連携研究機構 モビリティ・イノベーション連携研究機構

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
先端科学技術研究センター	春日 郁朗	准教授	減災まちづくり分野	大学院工学系研究科 微生物科学イノベーション連携研究機構
先端科学技術研究センター	廣井 悠	教授	減災まちづくり分野	大学院工学系研究科

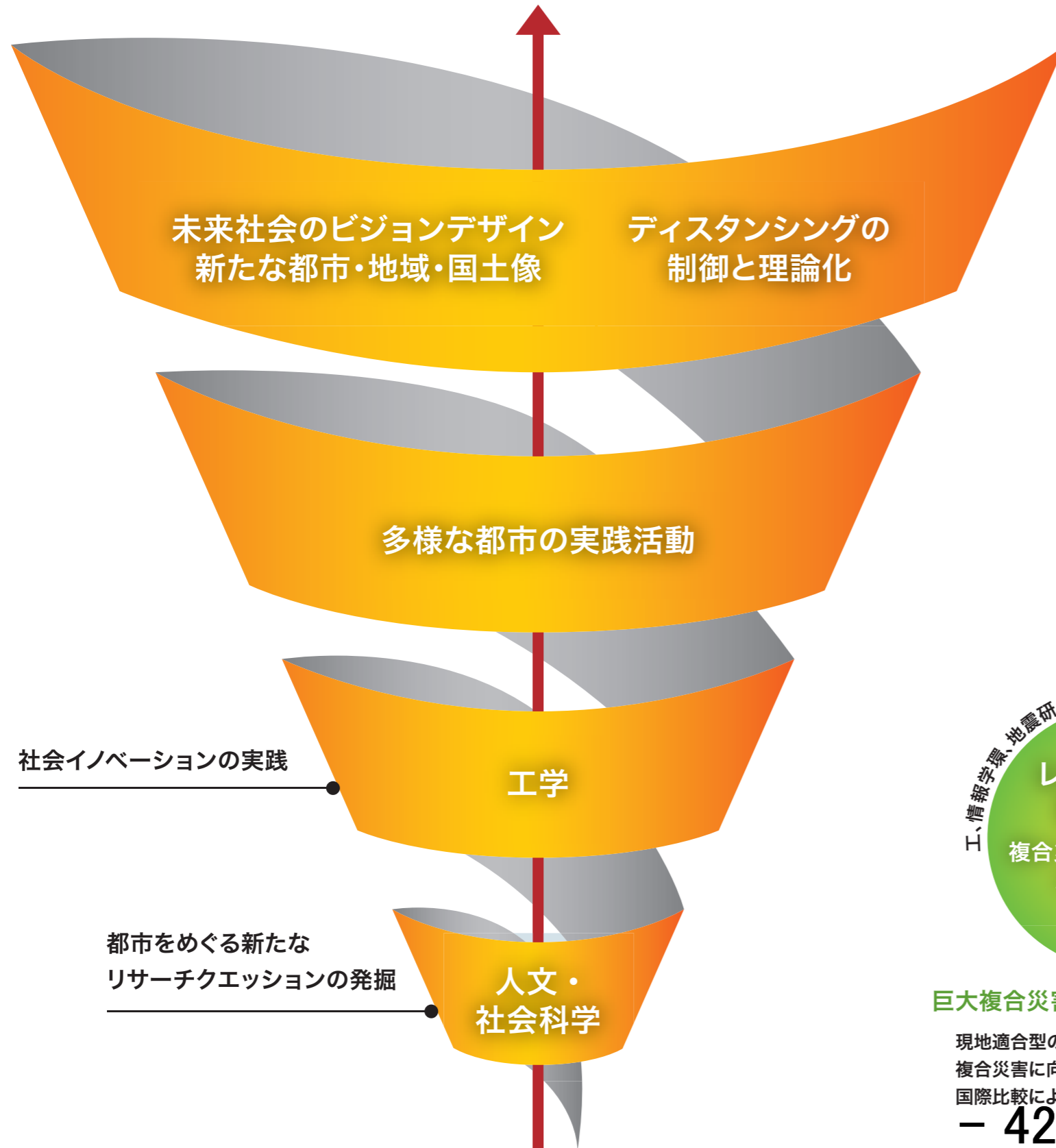
部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
空間情報科学研究センター	浅見 泰司	特任教授	全国共同利用施設	執行役・副学長 大学総合教育研究センターセンター長 東京大学 名誉教授 デジタル空間社会連携研究機構 地域未来社会連携研究機構 不動産イノベーション研究センター
空間情報科学研究センター	中居 楓子	講師	全国共同利用施設共同利用・共同研究部門	デジタル空間社会連携研究機構

次世代都市国際連携研究機構

危機から日常まで：未来社会研究の実践と展開に向けて

インクルーシブ都市へのスパイラルアップ

先端研究者の都市を巡る対話と複雑な現場課題の邂逅



教養学部後期課程における授業に関する申し合わせ

令和 年 月 日 総務委員会・拡大教授会承認
令和7年7月3日 後期運営委員会承認

この申し合わせは、教養学部後期課程において開講する科目の授業について定めるものである。

(単位)

1. 講義又は演習については15時間、実験又は実習は30時間から60時間の授業時間をもって1単位とする。なお、授業内容によって、時間数を超えて行う場合がある。

(禁止行為)

2. 授業に関して、教員及び学生による以下の行為は禁止する。

なお、取り扱いについては、教養学部前期課程の規定を準用する。

- 1)著作権法等に抵触する行為
- 2)大学及び学生の権利を阻害する行為、または不利益となる行為
- 3)教養学部の許可を得ず教員及び学生以外で授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為
- 4)教養学部の許可を得ず授業の取材や撮影をさせる行為
- 5)特定の民間企業や個人への不当な利益供与となる行為
- 6)その他、社会通念に反する行為

この申し合わせは、令和8年4月1日から適用する。

教養学部前期課程における授業形態等に関する申し合わせ

一部修正

令和 4 年 9 月 8 日 教務委員会承認

令和 4 年 9 月 22 日 前期運営委員会承認

この申し合わせは、教養学部前期課程において開講する科目の授業形態等について定めるものである。

(授業回数)

1. 単位当たりの授業回数については、以下の時間数を基本とする。
 - 1)「講義」及び「演習」科目は、13回の授業(各105分)をもって2単位、または7回の授業(各105分)をもって1単位とする。
 - 2)「実験」及び「実習」科目は、13回の授業(各105分)をもって1単位とする。なお、休講等により、授業回数が不足する場合は、補講等により充足することを原則とする。

(授業形態)

2. 授業形態としては、通常講義(週1コマないし2コマ開講)を基本とする。
なお、以下にあげる形態により授業を行う場合、担当教員は事前に教務課前期課程に報告し、必要に応じ教務委員会の審議を経ることとし、シラバスにもその旨を記載する。
 - 1)集中講義
 - 2)学外における授業等
 - 3)双方向遠隔講義
 - 4)インターネット配信
 - 5)その他、通常の形態と異なる授業

(禁止行為)

3. 授業に関して、教員及び学生による以下の行為は禁止する。
 - 1)著作権法等に抵触する行為
 - 2)大学及び学生の権利を阻害する行為、または不利益となる行為
 - 3)教養学部の許可を得ず教員及び学生以外で授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為
 - 4)前期課程以外の課程との合併授業の実施(主題科目を除く)。
 - 5)教養学部の許可を得ず授業の取材や撮影をさせる行為
 - 6)特定の民間企業や個人への不当な利益供与となる行為
 - 7)その他、社会通念に反する行為

この申し合わせは、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

令和4年9月8日 教務委員会承認
令和4年9月22日 前期運営委員会承認
令和6年11月14日 教務委員会改正
令和6年11月28日 前期運営委員会改正

教養学部前期課程における授業形態等に関する申合せの「3. 禁止行為」の取扱いについて

3) 教養学部の許可を得ず教員及び学生以外で授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為

授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為は原則として禁止であるが、教養学部の許可を得て入室・聴講させることができる。その際は、入室・聴講を予定する日の原則として2ヶ月前までに学部長に申し出ることとする。教養学部は申出を教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その内容が、大学側が実施する事業のために必要であると認められた場合には、申出を許可するものとする。

【参考】

- 授業に関係のない学外者の入室・聴講を許可しなかった事例
 - ・講義録を出版するにあたって、秘書（講師は国会議員）の入室
 - ・外国の国会議員の授業見学のための入室
 - ・高校生や他大学の学生等の聴講
- 授業に関係のない学外者の入室・聴講を許可した事例
 - ・外国の大学による教育及び研究の参考のための訪問（平成29年10月承認）

4) 前期課程以外の課程との合併授業の実施（主題科目を除く）。

前期課程以外の課程との合併授業の実施は原則として禁止であるが、主題科目については科目の特性から、この限りではない。また、主題科目以外の科目については、教養学部の許可を得た場合には実施できる。その際は、開講する Semester の授業初日の原則として2ヶ月前までに学部長に申し出ることとする。教養学部は申出を教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その内容が適切と認められた場合には、申出を許可するものとする。

5) 教養学部の許可を得ず授業の取材や撮影をさせる行為

本学の方針として、外部の機関による授業の取材や撮影については、基本的には受け付けていないが、授業を担当している部局が所属部局長の了解を得た上で、教養学部取材や撮影を申し出た場合には許可することがある。その際は、取材や撮影を予定する日の原則として2ヶ月前までに教養学部長に申し出ることとする。教養学部は申出を教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その授業が教育改革の実施等、全学あるいは部局の戦略と密接に関わる授業であり、かつ取材内容がその授業にとって必要であると認められた場合には、申出を許可するものとする。

【参考（許可事例）】

○授業に関係のない学外者の授業の取材や撮影を許可した事例

- ・ 大学案内の作成のための外部カメラマンによる授業風景の撮影。
- ・ 初年次ゼミナール理科の教科書を作成するための外部のライターによる授業の取材及びカメラマンによる授業風景の撮影。

なお、外部の機関による授業の取材や撮影ではなく、教員自らによる公表を前提とした撮影等については次のように取り扱うものとする。

①授業風景の写真撮影及び公開について

授業風景の写真を撮影し、それをウェブ上で公表したり、出版・放送等の一部とする場合には事前に教養学部の許可を必要とする。

②授業内容の録音について

印刷物の出版等、何らかの目的のために、授業内容の録音をする場合には、事前に教養学部の許可を必要とする。なお、録音内容そのものの公開は原則として禁止する。

③配信を目的とした授業風景の動画（音声含む）による撮影について

特定又は不特定多数の者への公開を前提とした授業風景の動画による撮影については、全学あるいは部局の戦略として実施する授業で、撮影することが別途認められた授業を除き、原則として禁止とする。

①から③の許可申請にあたっては、申請者は撮影（録音）予定日の原則として2ヶ月前までに教養学部長に申し出ることとする。

教養学部長宛の申出に対し、教養学部は教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その内容が、「教養学部前期課程における授業形態等に関する申合せ」の「3.禁止事項」1)、2)、5)、6)に該当しないと認められ、そのことが本学部として有意義と認められる場合には、申出を許可するものとする。

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日: 2025/6/5

担当部局: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ライデン大学	
	英語	Leiden University	
	当該国語 ※任意	Universiteit Leiden	
地域/国名	ヨーロッパ	オランダ	
設立年	1575	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://www.universiteitleiden.nl/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数: 7学部、学生数: 33,474人、研究者数: 2,989人		
相手国内における大学(機関)としての評価	オランダ最古の大学であり、2023年までに16人のノーベル賞受賞者を輩出している。オランダのみでなくヨーロッパにおける主要な国際研究大学の一つで、LERU (League of European Research Universities) の設立メンバーであり、EuropaeumやCoimbra Groupにも加盟している。		
その他(特色等があれば記入)	1855年に世界で初めて日本学科を設置した。		
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	全学協定		
協定名(英語):	Memorandum of Understanding on Academic Cooperation between Leiden University, The Netherlands and the University of Tokyo, Japan		
協定名(英語以外):			
関係部局名:	史料編纂所、薬学系研究科		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名(英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
相互に必要なとする分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年):	人(学期)[学部生/大学院生]

3.更新理由

東京大学とライデン大学とは、2009年に締結された全学学術交流協定に基づき、薬学系研究科や史料編纂所を中心に共同研究やシンポジウムの開催等、種々の交流活動を行ってきた。また、2019年には総合文化研究科との間で部局間覚書が結ばれ、ライデン大学と交互にホストを務めるかたちで小和田記念講座を開催している。今後も交流を継続することで、さらに両大学を通じた日蘭の学術交流に貢献できると期待されるため、本協定の更新を行うものである。

4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)

【総合文化研究科】

2019年にライデン大学との間で結ばれた部局間覚書に基づき、ライデン大学と総合文化研究科の共同プロジェクトとして、小和田記念講座を実施している。小和田記念講座は、人文社会科学領域における研究教育交流、とくに若手研究者の育成を目的とするものであり、国際法と国際関係の領域のテーマについて、基調講演、若手研究者による討議・研究報告、教員間の交流等からなるセミナー(東京大学とライデン大学で交互開催)を年1回開催してきた。セミナーはこれまでに、2022年5月、2023年3月、2024年1月の3回にわたって実施された。

【史料編纂所】

・特殊史料部門海外第2室は、ライデン大学人文学部Instituut voor Geschiedenis van Europese Expansie en Reacties(現在Institute for Global History)との長い交流の中で、『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』の編纂を行ってきた。
・現任の大東敬典助教は、2017年にライデン大学で博士号を取得した。
・2010年12月WS:”Local History from the Outside: Using Foreign Sources in Asian History”を開催し、ライデン大学名誉教授Leonard Blussé氏を招聘した。
・2017年8-9月松方冬子教授がライデン大学地域学研究所客員研究員LIAS/LUCSoR Visiting Scholarを務めた。
・2017年12月ライデン大学名誉教授Leonard Blussé氏を招聘し、講演(“1640-1660, The Crucial Years in the Tokugawa State Formation”)を行った。
・2020年2月26日ライデン大学コロナル・グローバルヒストリー・セミナーにおいて大東助教が報告(Norifumi Daito, “Managing Diplomacy: VOC Agreements as Seen through the Company’s “Contract-books”)を行った。
・2021年11月26日ライデン大学人文学部歴史学科上級講師Alicia Schrikker、助教Lennart Besとの国際研究集会(オンライン)「17-18世紀のインド洋—日本をめぐる海域史研究の広がり—(パートI)」を開催した。
・2022年度ライデン大学助教Lennart Besを招聘した(東京大学ヒューマニティーズ公募研究(A) 大東敬典「オランダ東インド会社による「宮廷旅行」の比較研究—日本、マラバール、ペルシア—」による)。Bes氏は東京大学人文社会系研究科における松方教授のゼミに参加し、オランダ東インド会社史料の読解について、学生に指導を行った。
・2023年3-10月、松方教授がライデン大学人文学部韓国学センター・地域学研究所の博士論文審査に副査として参加した。
・2023年に出版されたAlicia Schrikker, Lennart Bes他編のオランダ語史料についてのテキスト*Kolonialisme, geschiedschrijving en primaire bronnen*に松方教授のインタビューが掲載された。

【薬学系研究科】

関野祐子教授がライデン大学(Leiden Academic Center for Drug Research)のProf. Bob van de Water (Drug Safety Research)とDr. Martijn J. Mone と、動物実験代替法、化学物質の毒性試験法に関して研究交流を行った。

5.更新後の交流計画

【総合文化研究科】

小和田記念講座の枠内での研究教育交流、とくに総合文化研究科とライデン大学の共同による年1回のセミナーを継続する。次回のセミナーは2024年11月に“Sustaining Peace: Peace Operations, Prevention and Reaction”をテーマとして開催し、従来同様、基調講演、若手研究者による討議・研究報告、教員間の交流等を行う。セミナーは、2025年度はライデン大学、2026年度は東京大学(駒場キャンパス)にて開催の見通しである。

【史料編纂所】

『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』の編纂において、研究交流を継続する。

【薬学系研究科】

浦野泰照教授が理学部のLeiden Institute of ChemistryのProf. Hermen Overkleefとセミナー開催等を通じ、研究交流を行う。

6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)

総合文化研究科 2025年7~9月(予定)

史料編纂所 2025年7~9月(予定)

薬学系研究科 2025年7~9月(予定)

7.実施責任体制

責任者 寺田 寅彦(総合文化研究科長・教授)
(担当部局長):

幹事教職員: キハラハント 愛(総合文化研究科・教授)

松方 冬子(史料編纂所・教授)、大東 敬典(史料編纂所・助教)

浦野 泰照(薬学系研究科・教授)

8.相手側の対応組織

責任者 Mr Jeroen 't Hart, Director Expertise Centre Student and Educational Affairs
(担当部局長):

幹事教職員: Ms Usha Mohunlol, Contract Manager, Student and Educational Affairs (SEA),
International Relations Department

9.資金計画	
研究者個人または各プロジェクトの研究費を利用する。 小和田記念講については一般財団法人日蘭学術文化交流財団の支援を受ける。	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2009年8月 担当部局: グローバル教育センター (最終更新年: 2019年)
<input type="checkbox"/> 無	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2021年7月 担当部局: 総合文化研究科 (最終更新年: 年)
11.その他特記事項	
2009年の全学学術交流協定締結時から薬学系研究科が担当部局を務めてきたが、同研究科は今回の更新にあたり関係部局として参画することとなり、総合文化研究科が新たに参画して担当部局を引き継ぐこととなった。	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	織田 佐由子
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp



Memorandum of Understanding on Academic Cooperation

between
Leiden University, The Netherlands
and
The University of Tokyo, Japan

1. Preamble

In accordance with their mutual desire to strengthen the cooperation that was first initiated in November 1992, and in order to further explore the potential for collaboration in the areas set out below, Leiden University and the University of Tokyo have signed the following Memorandum of Understanding. This agreement is a renewal of the Memorandum of Understanding on Academic Cooperation, which was concluded on October 8th, 2020.

2. Areas for potential collaboration

Based on the principles of mutual benefit, both institutions intend to explore opportunities for:

- (a) The reciprocal exchange of students;
- (b) The reciprocal exchange of research and teaching staff, and of other staff members;
- (c) Research collaboration in fields with mutual interests between research staff, departments, and schools of both institutions;
- (d) The organisation of joint academic and scientific activities, such as courses, conferences, seminars, symposia or lectures;
- (e) The exchange and sharing of teaching and academic materials, publications, reference and other pertinent information;

All of the above with special reference to the cultural, economic, ethical, political and social implications of contemporary research in the global context. The specific areas and details of cooperation under this Memorandum will be discussed and agreed upon in writing by the appropriate authority of each institution, prior to the initiation of any particular program or activity.

3. No intention to create legal relations

Except for Article 6, Article 7 and Article 8, which are intended to be binding this Memorandum:

- Is not a legally binding document and simply sets out the intention of the institutions to collaborate in relation to the purpose;



- Does not give rise to any legal relationships between the institutions; and
- Does not create any enforceable right or duties between the institutions.

4. Implementation of this Memorandum

Both institutions agree that specific projects and activities shall be developed for implementation of this Memorandum based on discussions and negotiations between the two institutions. Agreements or contracts to carry out these projects and activities shall be signed separately.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the institutions concerned.

Both institutions agree that all financial arrangements shall be determined on the basis of specific projects and activities and will depend on the availability of funds.

5. Intellectual property rights

Both institutions acknowledge the principle that knowledge, generated in the course of academic research, should remain available for future research and teaching, and, if possible, should be used for public advancement. Therefore, both institutions agree on the following generally accepted academic principles:

- (a) Results which can be published should be expediently published by the institution where they are generated;
- (b) The availability of the results for future research and teaching should be assured; and
- (c) If results are made available for commercial exploitation, the institution should ensure that:
 - such results are applied as broadly as possible,
 - access is granted under fair and non-discriminatory conditions,
 - and benefits of its application shall be shared with the institution which has generated the results.

6. Data protection

The institutions will comply with all applicable local and national laws and regulations with respect to activity under this Memorandum, including law related to anti-bribery, economic sanctions, export control, anti-boycott, privacy and data protection, higher education, and accreditation standards or procedures.

Each institution will protect all personal data that it receives, maintains, and/or transmits under this Memorandum in a manner consistent with legal and policy requirements as



applicable to it, as notified in the Data Protection Adequacy decision for non-EU countries, in effect since 23 January 2019¹, the EU General Data Protection Regulation 2016/679 (GDPR)² and Act on the Protection of Personal Information of Japan, and to treat these data as confidential and to ensure that they are collected, used, destroyed and retained only as necessary for, and consistent with this Memorandum.

The institutions will determine in good faith how they will apply these laws and the data processing principles cooperating within the University of Tokyo and Leiden University.

6.1 Purpose and Scope of Data Processing

Personal data shared between the institutions shall only be used for the purpose of facilitating student exchange programs, including but not limited to:

- Application and selection of exchange students
- Coordination and administration of the exchange program
- Providing students with necessary academic and support services at the host institution
- Issuance of transcripts and academic records
- Communication regarding the student's exchange period and post-exchange follow-up.

The personal data shared may include, but is not limited to, the student's name, contact information, academic records, language proficiency, visa details, and insurance information. Only essential data required for the exchange program will be processed.

The institutions ensure that personal data is adequately encrypted during transport.

6.2 Confidentiality

The institutions shall ensure they keep confidential the discussions and all information received by the other institution in relation to this or pursuant to this Memorandum and any proposed collaboration or activity, and not disclose the content of the discussions, or any proposed collaboration or activity, to any third party without the prior written approval of the disclosing institution.

6.3 Publicity, Use of Name, Logos or Other Trademarks

Neither institution shall use the name or marks of the other in any press materials or web-based or other publication without the prior written permission of the other institution; provided that each institution may include the name of the other on any routinely maintained published list of institutional exchange programs or collaborations during the term of this Memorandum.

¹ https://commission.europa.eu/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/adequacy-decisions_en

² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32016R0679>



7. Duration, amendment and termination

This Memorandum shall become effective for five (5) years starting from August 17th, 2024 and may be renewed by mutual written consent at least six (6) months prior to the expiration date.

Proposals to amend this Memorandum may be made by either institution at any time. Amendments only take effect when mutual, written consent exists.

This Memorandum may be terminated by either institution at any time provided that the terminating institution gives written notice of its intention at least six (6) months prior to the termination date and that no activities already in progress are unduly affected by such termination.

8. Language

This Memorandum has been written in English and may subsequently be translated into another language for the convenience of the institutions only. In the event of any ambiguity of interpretation or inconsistency between the terms set forth herein in English and the terms set forth in any translation hereof, and for all official purposes, the provisions set forth herein in English shall prevail.

Signed on behalf of
Leiden University

Signed on behalf of
The University of Tokyo

.....
<未定>
President of the Executive Board

.....
Prof. Dr. FUJII Teruo
President

Date:

Date:

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2025/4/21

担当部局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	華東師範大学	
	英語	East China Normal University	
	当該国語 ※任意	华东师范大学	
地域/国名	アジア	中国	
設立年	1951	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://english.ecnu.edu.cn/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	教育学系を中心とした総合大学。教育科学、社会科学、人文科学、自然科学、技術科学、管理科学などの分野を一カ所に兼ね備えた総合研究型大学。3つの学部、29つの学院、8つの研究院、4つのアカデミーを持つ。教員3,900名余、学生34,000名余、留学生2,200名余。		
相手国内における大学(機関)としての評価	国内有数の名門大学として高い評価を得ている。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	全学協定		
協定名(英語):	AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND EAST CHINA NORMAL UNIVERSITY		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	教育学研究科		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
相互に関心のある分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(学期) [学部生/大学院生]	

3.更新理由	
各部局で研究・教育交流の実績があり、今後も継続性を持たせるため。	
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)	
総合文化研究科、教育学研究科では協定締結以前より各研究テーマに基づく継続的な研究・教育交流、国際シンポジウム等開催、学生受入・派遣など様々な連携が行われている。主な交流は以下の通り。	
【総合文化研究科】 東アジア藝文書院の主催により、2019～2024年度までの間に、オンラインによる学術講演が3回、ワークショップが6回行われている。 部局間覚書に基づく交換留学では2021～2024年度に受入7名となっており、継続的な学生交流が行われている。	
【教育学研究科】 2023年 博士学生を特別研究学生(研究指導受託)として受入(北村友人教授) 2024年 博士学生を特別研究学生(研究指導受託)として受入(北村友人教授)	
5. 更新後の交流計画	
引き続き、各部局間で教員の研究・教育交流や学生交流を継続し、両大学のパートナーシップをさらに深めていく。総合文化研究科では、EAA(東アジア藝文書院)の枠組みで、人文系の分野における研究交流を強化するとともに、学生交流を継続する。	
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
総合文化研究科:2025年9月(予定) 教育学研究科:2025年7月(予定)	
7.実施責任体制	
責 任 者 寺田寅彦(総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 石井剛(総合文化研究科・教授)、梶谷真司(総合文化研究科・教授) 王欽(総合文化研究科・准教授) 李正連(教育学研究科・教授)	
8.相手側の対応組織	
責 任 者 袁筱一(華東師範大学思勉人文高等研究院院長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 羅崗(華東師範大学思勉人文高等研究院兼中文系・教授) 孟雨(国際協力・交流部門交流業務主任) 朱冠蘭(国際協力・交流部門日本語交流プロジェクト担当)	
9.資金計画	
部局間の共同研究、シンポジウム等では従来通り各部局で計画。	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局協定 締結年月: 2013年6月 協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2013年6月
	担当部局: 総合文化研究科 (最終更新年: 2023年) 担当部局: 総合文化研究科 (最終更新年: 2023年)
<input type="checkbox"/> 無	
11.その他特記事項	
教育学研究科幹事教員牧野篤教授の退職に伴い、2025年9月更新より、総合文化研究科を担当部局、教育学研究科を関係部局とする。	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	織田佐由子
Email :	jirco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

**AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
EAST CHINA NORMAL UNIVERSITY**

The University of Tokyo (Japan) and East China Normal University (China) (hereinafter referred to collectively as the “parties”), in accordance with the provisions of the Agreement on Academic Exchange concluded between the parties, first concluded on September 12, 2015, and extended with amendments on September 12, 2020 (hereinafter referred to as the “Agreement”), agree to renew the Agreement as follows:

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and administrative staff and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties and separate agreements will be concluded between the parties covering the detailed conditions of such projects.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement is effective for five years from September 12, 2025. (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months

advance written notice to the other party. In the event of expiration or termination of this Agreement, the terms of this Agreement shall remain effective for all projects and activities which have already launched under separate agreements.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

The parties hereby extend this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

East China Normal University

Prof. Dr. FUJII Teruo
President

Prof. Dr. Qian Xuhong
President

Date: _____

Date: _____